

資料5-1

災害時の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 島田市、焼津市、藤枝市、岡部町及び大井川町（以下「三市二町」という。）において、災害が発生した場合における災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 三市二町の長は、あらかじめ各々の市町における応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置及び応急復旧に必要な車両等の提供
- (4) 災害応急措置及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員等の応援
- (5) 前各号に定めるもののほか特に要求のあった応援

(応援要求の手続)

第4条 応援を必要とする市町長は、次の事項を記載した書面により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等により要求し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる者の職種別ごとの人員
- (4) 応援の場所及び当該応援の場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急応援)

第5条 事態が緊急を要する場合は、前条の規定による要求の有無にかかわらず、必要な応援を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員等は、当該応援を求めた市町長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った市町が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、三市二町の長がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条の連絡担当部課の長が協議して定めるものとする。

(発効)

第10条 この協定は、平成7年5月29日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、三市二町の長署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成7年5月29日

島 田 市 長	岩 村 越 司
焼 津 市 長	長谷川孝之
藤 枝 市 長	八 木 金 平
岡 部 町 長	井 田 久 義
大井川町長	横 山 宗 男

資料5-2

災害時の相互応援に関する協定書

静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町（以下「協定市町」という。）は、協定市町の区域内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「災害時」という。）において、協定市町が相互の応援により適切に対処する体制を整備するため、次のとおり協定を締結する。

（相互の応援）

第1条 協定市町は、災害時において、相互に次に掲げる応援を行う。

- （1）食糧、飲料水、生活必需品等の物資及び当該物資の供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び応急復旧に必要な資機材の提供
- （3）救援及び救助活動、応急復旧等に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時的に収容することができる施設の提供
- （5）被災児童、生徒等を一時的に受け入れ、又は教育することができる施設の提供及びあつせん
- （6）被災者に対する住宅の提供及びあつせん
- （7）救援及び救助活動、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （8）ボランティアのあつせん
- （9）前各号に掲げるもののほか、災害が生じた協定市町から応援の要請を受けた事項

（応援の要請）

第2条 協定市町の長は、その区域に災害が生じた場合において、他の協定市町の長に対して応援を求めようとするときは、別表の左欄に掲げる応援の区分に応じ、同表の右欄に定める事項を明らかにして要請するものとする。

- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、応援の要請を行った協定市町の長は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第3条 前条第1項の規定による要請を受けた協定市町は、可能な限り当該要請に応じ応援を行うよう努めるものとする。

- 2 協定市町の長は、緊急に応援を行う必要があると判断する場合には、前条第1項の規定による要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う協定市町の長は、その内容について相手方の協定市町の長へ速やかに連絡するものとする。

（応援に従事する者の指揮）

第4条 この協定に基づく応援に従事する者（以下「応援従事者」という。）は、応援を受ける協定市町の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受けた協定市町の負担とする。

- 2 応援従事者が応援に係る業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援に係る業務の従事中に生じたものについては原則として応援を受けた協定市町が、当該従事場所への往復経路の途中において生じたものについては応援を行う協定市町が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

(平常時の活動)

第6条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時において、次に掲げる活動を協同して行うものとする。

- (1) 総合的な防災対策を実施するための調査研究及び情報交換
- (2) 総合的な防災対策を実施するために必要な事項についての国、県等への要望
- (3) 前2項に掲げるもののほか、応援の円滑な実施のため必要と認める事項

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日とする。ただし、有効期間満了の日までにいずれの協定市町からも意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 協定市町は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(他の地方公共団体への応援)

第8条 協定市町以外の地方公共団体への災害に係る必要な応援は、第1条各号の規定に準じて協定市町が協同して行うことができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を7通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月1日

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長 田辺 信宏 印

島田市中央町1番の1

島田市長 桜井 勝郎 印

焼津市本町二丁目16番32号

焼津市長 清水 泰 印

藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市長 北村 正平 印

牧之原市静波447番地1

牧之原市長 西原 茂樹 印

榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町長 田村 典彦 印

榛原郡川根本町上長尾627番地

川根本町長 佐藤 公敏 印

別表（第2条関係）

応援	明らかにする事項
第1条第1号から第3号までに掲げる応援	被害の状況、物資等の品目の名称、規格及び数量、 応援を受ける場所及びその経路
第1条第4号に掲げる応援	被害の状況、一時的な収容を必要とする被災者の状況及び人員、応援の期間
第1条第5号に掲げる応援	被害の状況、一時的な収容を必要とする被災児童、生徒等の学年及び人員、応援の期間
第1条第6号に掲げる応援	被害の状況、提供又はあつせんを希望する住宅の戸数、応援の期間
第1条第7号に掲げる応援	被害の状況、応援に係る職員の職種別人員、応援の期間
第1条第8号に掲げる応援	被害の状況、ボランティアの従事内容及び人員、応援の期間

資料5-3

藤枝市・白山市災害時相互応援協定書

静岡県藤枝市と石川県白山市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号及び原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、都市相互間の友愛精神に基づき、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- （1）市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- （2）食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の提供
- （3）被災児童・生徒の受入れ
- （4）被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- （5）原子力災害等による避難民の受入れ施設の提供及び斡旋
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）市ホームページ等による情報発信
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 災害を受けた市は、相手方の市に対して応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された市は全面的に応援活動を実施するものとする。

2 前項において口頭により応援を要請した場合は、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、それぞれの市の自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、法令その他に特段の定めのある場合のほか、原則として応援を行った市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議して定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

（効力の開始）

第6条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市は署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年11月5日

静岡県藤枝市 藤枝市長

石川県白山市 白山市長

資料5-4

深谷市・藤枝市災害時相互応援協定書

埼玉県深谷市と静岡県藤枝市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号及び原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、都市相互間の友愛精神に基づき、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- (2) 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の提供
- (3) 被災児童・生徒の受入れ
- (4) 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- (5) 原子力災害等による避難民の受入れ施設の提供及び斡旋
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 市ホームページ等による情報発信
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 災害を受けた市は、相手方の市に対して応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された市は全面的に応援活動を実施するものとする。

- 2 前項において口頭により応援を要請した場合は、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、それぞれの市の自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるとおりとする。

（1）支援市が負担する経費

- ア 派遣に要する経費及び派遣期間中の人件費
- イ 公務上の災害補償費
- ウ 車両機械器具及び被服の損料等の経費
- エ 派遣した職員等（以下「派遣職員」という）が被災市への往復途中で第三者に損害を与えた場合の賠償費等
- オ 第3条の情報収集に要した経費

（2）被災市が負担する経費

- ア 派遣職員の食料及び宿泊に要する経費
- イ 派遣職員が応援中に第三者に損害を与えた場合の損害賠償費等（ただし派遣職員の重

大な過失により生じた場合の損害賠償費等については、支援市が負担する。)

ウ 応援物資の調達に要する経費

2 被災市が前項第2号の経費を支弁する暇がなく、かつ、被災市から要請があった場合には、支援市が当該経費を一時立替え支弁するものとする。

(その他)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(効力の開始)

第6条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市は記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年12月13日

埼玉県深谷市

深谷市長 小島 進

静岡県藤枝市

藤枝市長 北村 正平

資料5-5

大規模災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、藤岡市、富岡市、羽生市、春日部市、富士見市、藤沢市、藤枝市、江南市及び津島市（以下「協定市」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では、十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定市は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(応援の要請)

第3条 協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

(応援の経費)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

(災害補償等)

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市が賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、別に定めるものとする。

附則

この協定は、平成16年9月1日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、協定市は、記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成16年9月1日

群馬県藤岡市長	新井	利明
群馬県富岡市長	今井	清二郎
埼玉県羽生市長	今成	守雄
埼玉県春日部市長	三枝	安茂
埼玉県富士見市長	浦野	清
神奈川県藤沢市長	山本	捷雄
静岡県藤枝市長	松野	輝洋
愛知県江南市長	堀	元
愛知県津島市長	三輪	優

＜参考＞ 大規模災害時の相互応援に関する協定市名簿

平成30年4月1日現在

No.	市 名	担当部署	郵便番号	住 所	電 話 番 号 等	
1	藤岡市	総務部 地域安全課	375-0032	群馬県藤岡市 中栗須327	TEL	0274-22-7444
					Fax	0274-24-4515
					Eメール	bousai@city.fujioka.gunma.jp
2	富岡市	総務部 危機管理課	370-2392	群馬県富岡市 富岡1460-1	TEL	0274-62-1511
					Fax	0274-62-0357
					Eメール	anzen@city.tomioka.lg.jp
3	羽生市	総務部 地域振興課	348-8601	埼玉県羽生市 東6-15	TEL	048-561-1121
					Fax	048-563-2322
					Eメール	chiki@city.hanyu.lg.jp
4	春日部市	市長公室 防災対策課	344-8577	埼玉県春日部市 中央6-2	TEL	048-736-1111
					Fax	048-733-3825
					Eメール	bosai@city.kasukabe.lg.jp
5	富士見市	自治振興部 安心安全課	354-8511	埼玉県富士見市 鶴馬1800-1	TEL	049-251-2711
					Fax	049-254-2000
					Eメール	soumu@city.fujimi.saitama.jp
6	藤沢市	防災安全部 防災政策課	251-8601	神奈川県藤沢市 朝日町1-1	TEL	0466-25-1111
					Fax	0466-50-8437
					Eメール	bousai@city.fujisawa.kanagawa.jp
7	藤枝市	総務部 大規模災害 対策課	426-8722	静岡県藤枝市 岡出山1-11-1	TEL	054-643-3119
					Fax	054-645-3050
					Eメール	kiki@city.fujieda.shizuoka.jp
8	江南市	生活産業部 防災安全課	483-8701	愛知県江南市 赤童子町大堀90	TEL	0587-54-1111
					Fax	0587-53-0119
					Eメール	anzen@city.konan.lg.jp
9	津島市	市長公室 危機管理課	496-8686	愛知県津島市 立込町2-21	TEL	0567-24-1111
					Fax	0567-24-1791
					Eメール	bousai@city.tsushima.lg.jp

資料5-6

東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 東海道は、古来より東国と西国を結ぶ最も重要な幹線道路であり、歴史的に縁のある市区町が互いに連携し、まちづくりを推進していく目的のため、東海道五十三次及び東海道縁の市区町（以下「協定市区町」という。）は、いずれかの協定市区町の区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市区町（以下「被災市区町」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市区町以外の協定市区町が相互に救援協力し、被災市区町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材、物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援要請の手続き)

第2条 被災市区町が、応援要請をする場合は、次の事項を明らかにし第6条に定める連絡責任者を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする、資機材、物資の品名、数量等
- (3) 必要とする、派遣職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(自主的活動)

第4条 激甚災害の際に通信途絶等により被災市区町から前条の要請がない場合、他の協定市区町は速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市区町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援する協定市区町は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 4 前項の規定により職員を派遣した場合には、協定市区町の友愛精神のもとに行うものであり、被災市区町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市区町の負担とする。

- 2 応援職員が応援業務により負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市区町の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市区町が、被災市区町への往復の途中において生じたものについては、応援する協定市区町が賠償の責めを負うものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市区町及び応援する協定市区町が協議して定める。

(連絡責任者)

第6条 協定市区町は、連絡責任者を定め、第2条に掲げる応援の実施の円滑を図るとともに、平常時においても相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市区町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書21通を作成し、協定市区町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年4月1日

東京都品川区長	濱野 健
東京都大田区長	松原 忠義
神奈川県横浜市長	林 文子
神奈川県大磯町長	中崎 久雄
神奈川県小田原市長	加藤 憲一
神奈川県箱根町長	山口 昇士
静岡県函南町長	森 延彦
静岡県三島市長	豊岡 武士
静岡県清水町長	山本 博保
静岡県長泉町長	遠藤 日出夫
静岡県藤枝市長	北村 正平
静岡県掛川市長	松井 三郎
静岡県袋井市長	原田 英之
愛知県豊明市長	小浮 正典
三重県桑名市長	伊藤 徳宇
三重県鈴鹿市長	末松 則子
三重県亀山市長	櫻井 義之
滋賀県甲賀市長	中嶋 武嗣
滋賀県湖南市長	谷畑 英吾
滋賀県草津市長	橋川 渉
滋賀県大津市長	越 直美

資料5-7

藤枝市・宮古島市災害時相互支援協定書

静岡県藤枝市と沖縄県宮古島市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、都市相互間の友愛精神に基づき、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の支援態勢について、次のとおり協定を締結する。

（支援の種類）

第1条 支援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資器材の提供を含むものとする。

- (1) 市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- (2) 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の提供
- (3) 被災児童・生徒の受け入れ
- (4) 被災者に対する住宅の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 災害時の情報確保に向けた支援
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（支援要請と支援活動の実施）

第2条 災害を受けた市は、相手方の市に対して支援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により支援を要請し、支援を要請された市は全面的に支援活動を実施するものとする。

2 前項において口頭により支援を要請した場合は、後日、速やかに支援要請書を送付するものとする。

（緊急支援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、それぞれの市の自主的判断により緊急支援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 支援に要した経費は、法令その他に特段の定めのある場合のほか、原則として支援を行った市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議して定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

（効力の開始）

第6条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市は記名の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年10月23日

静岡県藤枝市長

沖縄県宮古島市長

資料5-8

藤枝市・宮古島市における電算データ相互保管協定書

静岡県藤枝市と沖縄県宮古島市は、藤枝市・宮古島市災害時相互支援協定書第1条第6項の規定により、電算システム復旧作業が円滑に遂行されるよう、電算データ相互保管について、次のとおり協定を締結する。

(保管)

第1条 それぞれの市は、記録媒体の保管を相互に行い、善良誠実なる管理者の責任のもとにこれを保管するものとする。

2 それぞれの市は、それぞれの記録媒体を、それぞれが用意した媒体用ボックスに収納し、相手市へ送致し、受け取り側で保管するものとする。

3 媒体用ボックスは、施錠可能なセキュリティの高いものを使用し、送致する際には、必ず施錠するものとする。

4 媒体用ボックスの鍵は、送致する市において厳重に管理し、相手市へ鍵の情報を開示しないものとする。

(費用の負担)

第2条 それぞれの媒体用ボックスの送致及び備品に対する費用は、原則としてそれぞれの市の負担とする。ただし、有事の際等に緊急を要する等、これによりがたい場合は両市が協議して定めるものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第3条 本協定により生じる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(秘密の保持)

第4条 それぞれの市は互いに、次の各号を厳守しなければならない。

(1) この協定に基づき業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は公表してはならない。協定解除後においても同様とする。

(2) 引き受けた記録媒体を、第三者への提供及び、複写、複製をしてはならない。

(3) 前項の規定にもかかわらず、故意もしくは過失により、送り手の秘密事項が引き受け手を経て第三者へ漏洩した場合は、相手市の被る損害に対し賠償の責任を負うものとする。但し、事前に開示等を書面により承諾されたものについては、この限りではない。

(報告の義務)

第5条 それぞれの市は記録媒体の引き受け、若しくは引き渡しに際し異常を発見したとき、又は、保管中に記録媒体を滅失、若しくはき損したとき、若しくは秘密の漏洩等の事態が発生したときは引き受け手の責めに帰すべき事由によるものか否かにかかわらず直ちに相手市にその旨を報告し、必要な措置をとらなければならない。

(効力の開始と期間)

第6条 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じるものとし、期間は、1年間とする。

ただし、期間満了の３０日前までにどちらかの市から本協定を終了する旨の書面による意思表示がない場合には、更に１年間これを延長するものとし、以後期間満了毎にこの例によるものとする。

(引渡し等)

第７条 媒体用ボックスの発送日は、毎月１０日とする。１０日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。返送は次の新データ到着後、３日以内に発送するものとする。

(協議)

第８条 この協定に定めのない事項、又はこの契約の履行に関し、疑義が生じたときは、それぞれの市が誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、両市は記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２４年２月７日

藤枝市長
北 村 正 平

宮古島市長
下 地 敏 彦

藤枝市・恵庭市災害時相互応援協定

静岡県藤枝市と北海道恵庭市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）第2条第1号の原子力災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）第2条第4項の武力攻撃災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、都市相互間の友愛精神に基づき、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の提供
- (3) 被災児童・生徒の受入
- (4) 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- (5) 被災者の受入れ施設の提供及び斡旋
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 市ホームページ等による情報発信
- (8) 行政サービスの維持・継続に必要な応援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 災害を受けた市は、相手方の市へ災害時応援要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により応援を要請し、応援を要請された市は応援活動を実施するものとする。

- 2 前項の場合において、要請書の提出が困難な場合等の事由により口頭にて応援を要請したときは、後日、速やかに要請書を送付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、それぞれの市の自主的判断により応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、法令その他に特段の定めのある場合のほか、原則として応援を行なった市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第4条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障害の状態となった場合において、本人又はその遺族に対する災害補償は、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(効力の開始)

第6条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、両市は署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年2月12日

静岡県藤枝市 藤枝市長

北海道恵庭市 恵庭市長

資料5-10-1

災害時における一般廃棄物収集運搬等の協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害発生時における一般廃棄物収集運搬等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、家庭等から排出される一般廃棄物の収集運搬等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての基本的事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、藤枝市地域防災計画及び藤枝市災害廃棄物処理計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第3条 この協定において「一般廃棄物」とは、災害時に一般家庭及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、し尿等を除く家庭系ごみ等をいい、動物死体及び災害により倒壊及び焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（支援協力の方法等）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を文書により乙に通知するものとする。ただし、甲が緊急を要すると判断した場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に速やかに文書により通知するものとする。

（1）協力の要請内容

（2）その他必要な事項

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、必要な人員及び車両等を手配し、甲の指示に従い、速やかに当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を順守するものとする。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。

（2）家庭系一般廃棄物以外の異物混入防止のため、分別に努めること。

（3）甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第6条 乙は、第5条第1項による支援業務が完了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

（1）協定業務に従事した人員、車両及び時間

（2）協定業務における搬入先ごとの量

(3) 協定業務に従事した期間

(4) その他必要な事項

(情報の提供)

第7条 甲は、災害時における円滑な支援協力が得られるように、乙に対して、被災及び復旧の状況等、必要な情報を提供するものとする。

(費用の負担)

第8条 第2条の要請により乙が実施した支援協力は、原則として無償とする。ただし、当該年度に締結している一般廃棄物処理（収集・運搬）業務委託契約（以下「契約」という。）で定めた、人員、収集時間、車両台数を越える範囲で実施した業務遂行に関する費用の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償等)

第9条 この協定業務に従事した乙に係る者が、そのために死亡、負傷、疾病、又は傷害の状態となった場合の補償等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、この協定に基づく支援協力を実施した際、第三者に損害を与えた場合は、その賠償等の責を負うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 4月 1日

甲 藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市長 北 村 正 平

乙 藤枝市谷稲葉137番地の1

藤枝環境整備事業協同組合

理事長 山 田 壽 久

災害時における一般廃棄物（し尿）の収集運搬等に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と㈱静岡環境保全センター（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、藤枝市内の災害時における対策として必要があると認める場合は、乙に対して藤枝市が策定する災害時し尿処理ガイドラインに基づき、災害時における仮設トイレのし尿収集運搬について協力を要請することができるものとする。

（要請）

第2条 甲は乙に対し、災害時し尿処理ガイドラインにおいて定めた災害避難場所の一部を担当とし、仮設トイレのし尿収集運搬を要請する。なお、被災状況に応じ、他業者と調整し担当の変更を可能とする。

（体制の整備）

第3条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、必要な人員、車両及び資材の確保、また伝達体制の整備に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が実施したし尿の収集運搬等に要した経費は、別途協議するものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。
ただし、期間満了日の1カ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除または変更の意思表示がないときは、更に期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めがない事項または協定の履行にあたり必要が生じた事項については、その都度甲乙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上各1通を保有する。

平成30年 4月 1日

甲 藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市長 北村正平

乙 静岡県藤枝市高洲60番地の15
株式会社 静岡環境保全センター
代表取締役 小林国男

災害時における一般廃棄物（し尿）の収集運搬等に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と㈱藤衛（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、藤枝市内の災害時における対策として必要があると認める場合は、乙に対して藤枝市が策定する災害時し尿処理ガイドラインに基づき、災害時における仮設トイレのし尿収集運搬について協力を要請することができるものとする。

（要請）

第2条 甲は乙に対し、災害時し尿処理ガイドラインにおいて定めた災害避難場所の一部を担当とし、仮設トイレのし尿収集運搬を要請する。なお、被災状況に応じ、他業者と調整し担当の変更を可能とする。

（体制の整備）

第3条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、必要な人員、車両及び資材の確保、また伝達体制の整備に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が実施したし尿の収集運搬等に要した経費は、別途協議するものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。
ただし、期間満了日の1カ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除または変更の意思表示がないときは、更に期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めがない事項または協定の履行にあたり必要が生じた事項については、その都度甲乙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上各1通を保有する。

平成30年 4月 1日

甲 藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市長 北村正平

乙 静岡県藤枝市花倉446番地の1
株式会社 藤衛
代表取締役 高橋 勇

災害時における一般廃棄物（し尿）の収集運搬等に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と㈱カンリ（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、藤枝市内の災害時における対策として必要があると認める場合は、乙に対して藤枝市が策定する災害時し尿処理ガイドラインに基づき、災害時における仮設トイレのし尿収集運搬について協力を要請することができるものとする。

（要請）

第2条 甲は乙に対し、災害時し尿処理ガイドラインにおいて定めた災害避難場所の一部を担当とし、仮設トイレのし尿収集運搬を要請する。なお、被災状況に応じ、他業者と調整し担当の変更を可能とする。

（体制の整備）

第3条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、必要な人員、車両及び資材の確保、また伝達体制の整備に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が実施したし尿の収集運搬等に要した経費は、別途協議するものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。
ただし、期間満了日の1カ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除または変更の意思表示がないときは、更に期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めがない事項または協定の履行にあたり必要が生じた事項については、その都度甲乙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上各1通を保有する。

平成30年 4月 1日

甲 藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市長 北村正平

乙 藤枝市大洲2丁目6番11号
株式会社 カンリ
代表取締役 大高 勲

災害時における一般廃棄物（し尿）の収集運搬等に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と㈱ライフ駿河（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、藤枝市内の災害時における対策として必要があると認める場合は、乙に対して藤枝市が策定する災害時し尿処理ガイドラインに基づき、災害時における仮設トイレのし尿収集運搬について協力を要請することができるものとする。

（要請）

第2条 甲は乙に対し、災害時し尿処理ガイドラインにおいて定めた災害避難場所の一部を担当とし、仮設トイレのし尿収集運搬を要請する。なお、被災状況に応じ、他業者と調整し担当の変更を可能とする。

（体制の整備）

第3条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、必要な人員、車両及び資材の確保、また伝達体制の整備に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が実施したし尿の収集運搬等に要した経費は、別途協議するものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。
ただし、期間満了日の1カ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除または変更の意思表示がないときは、更に期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めがない事項または協定の履行にあたり必要が生じた事項については、その都度甲乙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上各1通を保有する。

平成30年 4月 1日

甲 藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市長 北村正平

乙 静岡県藤枝市小石川町4丁目19番59号
株式会社 ライフ駿河
代表取締役 井上敏雄

災害時における一般廃棄物（し尿）の収集運搬等に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と柗城南メンテナンス（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、藤枝市内の災害時における対策として必要があると認める場合は、乙に対して藤枝市が策定する災害時し尿処理ガイドラインに基づき、災害時における仮設トイレのし尿収集運搬について協力を要請することができるものとする。

（要請）

第2条 甲は乙に対し、災害時し尿処理ガイドラインにおいて定めた災害避難場所の一部を担当とし、仮設トイレのし尿収集運搬を要請する。なお、被災状況に応じ、他業者と調整し担当の変更を可能とする。

（体制の整備）

第3条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、必要な人員、車両及び資材の確保、また伝達体制の整備に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が実施したし尿の収集運搬等に要した経費は、別途協議するものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。
ただし、期間満了日の1カ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除または変更の意思表示がないときは、更に期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めがない事項または協定の履行にあたり必要が生じた事項については、その都度甲乙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上各1通を保有する。

平成30年 4月 1日

甲 藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市長 北村正平

乙 静岡県藤枝市築地323番地
株式会社 城南メンテナンス
代表取締役 石原純一

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 富水会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時要援護者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等であって、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において災害時要援護者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時要援護者等の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所とする施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホーム開寿園
- (2) 特別養護老人ホーム第2開寿園

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。
ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 災害時要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 災害時要援護者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時要援護者等の移送は、原則として災害時要援護者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時要援護者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第8条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時要援護者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、乙が福祉避難所の設置運営に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

(受入可能人数等の把握)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た災害時要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、平成23年3月31日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は1年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年 9月 1日

藤枝市岡出山一丁目11番1号

甲

藤 枝 市 長 北 村 正 平

藤枝市中ノ合252番地の1

乙

社会福祉法人 富水会

理 事 長 仲 田 弘

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 鳳会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時要援護者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等であって、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において災害時要援護者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時要援護者等の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所とする施設は、特別養護老人ホームふじトピア とする。

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。
ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(1) 災害時要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 災害時要援護者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時要援護者等の移送は、原則として災害時要援護者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時要援護者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第8条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時要援護者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、乙が福祉避難所の設置運営に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（受入可能人数等の把握）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第 11 条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た災害時要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第 12 条 この協定の有効期限は、平成 23 年 3 月 31 日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は 1 年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 9 月 1 日

藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号

甲

藤 枝 市 長 北 村 正 平

藤枝市時ヶ谷 417 番地 2

乙

社会福祉法人 鳳 会

理 事 長 増 田 完 彦

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 県民厚生会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時要援護者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等であって、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において災害時要援護者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時要援護者等の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所とする施設は、特別養護老人ホームきらら藤枝 とする。

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。
ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(1) 災害時要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 災害時要援護者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時要援護者等の移送は、原則として災害時要援護者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時要援護者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第8条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時要援護者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、乙が福祉避難所の設置運営に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（受入可能人数等の把握）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第 11 条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た災害時要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第 12 条 この協定の有効期限は、平成 23 年 3 月 31 日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は 1 年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 9 月 1 日

藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号

甲

藤 枝 市 長 北 村 正 平

藤枝市八幡 198 番地

乙

社会福祉法人 県民厚生会

理 事 長 伊 藤 昇 平

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 三愛会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時要援護者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等であって、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において災害時要援護者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時要援護者等の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所とする施設は、特別養護老人ホーム愛華の郷とする。

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。
ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(1) 災害時要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 災害時要援護者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時要援護者等の移送は、原則として災害時要援護者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時要援護者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第8条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時要援護者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、乙が福祉避難所の設置運営に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（受入可能人数等の把握）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第 11 条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た災害時要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第 12 条 この協定の有効期限は、平成 23 年 3 月 31 日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は 1 年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 9 月 1 日

藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号

甲

藤 枝 市 長 北 村 正 平

藤枝市大東町 58 番地

乙

社会福祉法人 三愛会

理 事 長 阿 井 彰

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 葉月会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時要援護者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等であって、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において災害時要援護者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時要援護者等の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所とする施設は、特別養護老人ホーム亀寿の郷とする。

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。
ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(1) 災害時要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 災害時要援護者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時要援護者等の移送は、原則として災害時要援護者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時要援護者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第8条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時要援護者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、乙が福祉避難所の設置運営に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（受入可能人数等の把握）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第 11 条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た災害時要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第 12 条 この協定の有効期限は、平成 23 年 3 月 31 日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は 1 年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 9 月 1 日

藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号

甲

藤 枝 市 長 北 村 正 平

藤枝市岡部町内谷 1334 番地の 4

乙

社会福祉法人 葉月会

理 事 長 羽 山 宏

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 医療法人社団 平成会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時要援護者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等であつて、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において災害時要援護者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時要援護者等の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所とする施設は、次の施設とする。

(1) 介護老人保健施設 カリタス・メンテ （藤枝市水上123番地の1）

(2) 介護老人保健施設 マインド （藤枝市瀬戸新屋487番地の2）

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(1) 災害時要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 災害時要援護者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時要援護者等の移送は、原則として災害時要援護者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時要援護者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第8条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時要援護者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、乙が福祉避難所の設置運営に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（受入可能人数等の把握）

第 10 条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第 11 条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た災害時要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第 12 条 この協定の有効期限は、平成 25 年 3 月 31 日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は 1 年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 12 月 18 日

藤枝市岡出山 1 丁目 11 番 1 号
甲
藤 枝 市 長 北 村 正 平

藤枝市水上 123-1
乙
医療法人社団 平成会
理 事 長 平 井 達 夫

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 医療法人社団 凜和会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時要援護者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等であって、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において災害時要援護者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時要援護者等の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所とする施設は、介護老人保健施設 フォレスト藤枝 とする。

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(1) 災害時要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 災害時要援護者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時要援護者等の移送は、原則として災害時要援護者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時要援護者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第8条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時要援護者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、乙が福祉避難所の設置運営に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（受入可能人数等の把握）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第 11 条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た災害時要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第 12 条 この協定の有効期限は、平成 25 年 3 月 31 日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は 1 年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 12 月 18 日

藤枝市岡出山 1 丁目 11 番 1 号
甲 藤 枝 市 長 北 村 正 平

藤枝市小石川町 2 丁目 9-18
乙 医療法人社団 凜和会
理 事 長 溝 口 勝 美

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 医療法人 志太会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時要援護者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等であつて、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において災害時要援護者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時要援護者等の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所とする施設は、介護老人保健施設 ユニケア岡部 とする。

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(1) 災害時要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 災害時要援護者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時要援護者等の移送は、原則として災害時要援護者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時要援護者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第8条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時要援護者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、乙が福祉避難所の設置運営に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（受入可能人数等の把握）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第 11 条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た災害時要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第 12 条 この協定の有効期限は、平成 25 年 3 月 31 日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は 1 年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 12 月 18 日

藤枝市岡出山 1 丁目 11 番 1 号
甲
藤 枝 市 長 北 村 正 平

藤枝市岡部町内谷 60-2
乙
医療法人 志太会
理 事 長 三 輪 誠

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 聖啓会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時要援護者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等であつて、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において災害時要援護者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時要援護者等の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所とする施設は、特別養護老人ホーム 菜の花 とする。

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(1) 災害時要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 災害時要援護者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時要援護者等の移送は、原則として災害時要援護者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時要援護者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第8条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時要援護者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、乙が福祉避難所の設置運営に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（受入可能人数等の把握）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第 11 条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た災害時要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第 12 条 この協定の有効期限は、平成 25 年 3 月 31 日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は 1 年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 12 月 18 日

藤枝市岡出山 1 丁目 11 番 1 号
甲
藤 枝 市 長 北 村 正 平

藤枝市内瀬戸 194-1
乙
社会福祉法人 聖啓会
理 事 長 星 野 正 明

資料５－１１－１０

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人天竜厚生会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において「災害時要援護者等」とは、高齢者、障害者及びこれらに準ずる者であって、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第３条 甲は、災害時において災害時要援護者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時要援護者等の受入を要請するものとする。

２ 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第４条 福祉避難所とする施設は、天竜厚生会アクシア藤枝（藤枝市宮原８２３－１）とする。

（設置期間）

第５条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から７日以内とする。ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議の上、延長できるものとする。

（手続き等）

第６条 第３条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- （１）災害時要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （２）災害時要援護者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第７条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時要援護者等の移送は、原則として災害時要援護者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

２ 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時要援護者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第８条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時要援護者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した経費について、災害救助法(昭和22年法律第108号)その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(受入可能人数等の把握)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、平成30年3月31日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は1年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲

藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市長 北村正平

乙

浜松市天竜区渡ヶ島217番地の3

社会福祉法人 天竜厚生会

理事長 山本たつ子

資料5－11－11

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人富水会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時避難行動要支援者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時避難行動要支援者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等であつて、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において災害時避難行動要支援者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時避難行動要支援者等の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所とする施設は、障害者デイサービスセンターわかふじ南館（藤枝市青南町1丁目12－11）とする。

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(1) 災害時避難行動要支援者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 災害時避難行動要支援者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時避難行動要支援者等の移送は、原則として災害時避難行動要支援者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時避難行動要支援者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第8条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時避難行動要支援者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、乙が福祉避難所の設置運営に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

(受入可能人数等の把握)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た災害時避難行動要支援者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、平成30年3月31日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は1年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

藤枝市岡出山一丁目11番1号

甲

藤枝市長 北 村 正 平 ⑩

所在地 藤枝市中ノ合252番地の1

乙

名 称 社会福祉法人 富水会

代表者 理事長 大井 市郎 ⑩

資料5－11－12

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 医療法人社団 凜和会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時要配慮者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時要配慮者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等であつて、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において災害時要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時要配慮者等の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所とする施設は、藤枝駿府病院とする。

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（1）災害時要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）災害時要配慮者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時要配慮者等の移送は、原則として災害時要配慮者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時要配慮者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第8条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時要配慮者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、乙が福祉避難所の設置運営に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

(受入可能人数等の把握)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た災害時要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、令和3年3月31日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は1年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月 1日

藤枝市岡出山1丁目11番1号
甲 藤枝市長 北村正平

藤枝市小石川町2丁目9-18
乙 医療法人社団 凜和会
理事長 竹嶋義宏

資料5－11－13

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人すみれ会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害により災害時要配慮者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時要配慮者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等であって、甲が避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と認めた者をいう。

（受入要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において災害時要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、災害時要配慮者等の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所とする施設は、南部すみれの家（藤枝市****）とする。

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（手続き等）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（1）災害時要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）災害時要配慮者等の身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

（移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入を受諾した場合、福祉避難所への災害時要配慮者等の移送は、原則として災害時要配慮者等又はその家族等が地域住民等の協力、並びに甲の支援を得て行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により、福祉避難所への災害時要配慮者等の移送を可能な限り支援するものとする。

（物資の調達及び介助者等の確保）

第8条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の必要な物資の調達、並びに乙が災害時要配慮者等を適切に支援できるように介助員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、乙が福祉避難所の設置運営に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

(受入可能人数等の把握)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人数、介助員数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た災害時要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、平成30年3月31日とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は1年間有効期限を延長する。その後も同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

藤枝市岡出山一丁目11番1号

甲

藤枝市長 北 村 正 平 ㊟

所在地 藤枝市郡744番地の1

乙

名 称 藤枝すみれ会

代表者 理事長 山 本 利 彦 ㊟

相互協力協定書

本協定書は、隣接する静岡産業大学情報学部と藤枝市立総合病院の間で、双方の利益を損なうことなく、施設の相互利用を図るために締結する。

第1条（目的）

隣接する双方の施設を、相互に利用することを目的とする。

第2条（施設内容）

双方が提供できる施設・設備及び利用条件は、次のとおりとする。

1 静岡産業大学情報学部

- ア 体育館 休校日に病院職員が互助会活動等で使用する場合
- イ 教室・グラウンド等 休校日に病院職員の採用試験等に使用する場合

2 藤枝市立総合病院

- ア 第1駐車場 休院日に大学で実施する行事に参加する来客及び職員等の駐車場として、第1駐車場を使用する場合

3 その他

その他、必要があれば双方の協議による。

第3条（利用方法）

事前に文書により確認後、使用できるものとする。その際、双方の施設の利用基準等をお互い遵守し不測の事態等により施設・設備等を損傷させた場合は誠意をもって対応し、復旧するものとする。

第4条（災害時）

- 1 第2条の使用は、東海地震等の大規模災害発生時に、病院の入院患者・被災者等の避難場所として使用する場合は、大学当局との協議による。
- 2 大規模災害発生時等で、病院の救護活動等のため、ボランティア等人的援助が必要な場合には、大学職員・学生等の自主的な申し出により積極的に協力するものとする。

第5条（その他）

疑義が生じた場合は、双方で協議するものとする。

平成18年 7月 1日

静岡県藤枝市駿河台4-1-1

静岡産業大学

学 長 大 坪 檀

静岡県藤枝市駿河台4-1-1

藤枝市立総合病院

病院長 金 丸 仁

覚 書

静岡県知事 川勝平太（以下「甲」という。）と藤枝市長 北村正平（以下「乙」という。）との間に静岡県武道館を指定避難所として使用することについて次のとおり定める。

（目 的）

第1条 甲は、その所管する静岡県武道館のうち次の施設（以下「施設」という。）を災害時における住民等の指定避難所として乙に使用させる。

行 政 財 産 名	施 設 名
静岡県武道館	第一道場、第二道場、コンコースモール、駐車場、会議室C、介助更衣室

（定 義）

第2条 第1条に示す避難地及び指定避難所の定義は以下のとおりである。

指定避難所

災害時における住民、帰宅困難者等の保護のために使用する施設又は場所のうち、被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のもので、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6の基準を満たす、被災者を一時的に滞在させるための施設

（申 請）

第3条 乙は、施設を使用する場合は、事前に行政財産使用許可申請書を甲に提出する。ただし緊急を要するときは、電話等で甲に申請する。この場合は、遅滞なく行政財産使用許可申請書を甲に提出する。

（許 可）

第4条 甲は、前条の規定により電話等で申請を受けたときは、施設の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可し、乙に電話等で連絡する。

2 甲は、乙から行政財産使用許可申請書が提出された場合は、施設の用途又は目的を妨げない限度において、乙に行政財産使用許可書を交付してその使用を許可する。

（期 間）

第5条 施設の使用の期間は、7日間以内とする。ただし、必要により甲、乙協議して期間の延長ができる。

2 乙は施設の使用の終了の際には、甲に使用が終了した旨文書で提出する。

（原状変更の制限）

第6条 乙は、施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ施設の原状を変更することができない。

（原状回復義務）

第7条 乙は、使用の期間が満了したとき又は使用許可が取り消されたときは、施設を原状に回復し返還しなければならない。

（施設使用料の免除）

第8条 甲は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条に基づき使用料を免除する。

（費用の負担）

第9条 施設の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、甲が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(許可条件の遵守)

第 10 条 乙は、施設の使用にあたっては、前各条のほか、許可条件を遵守しなければならない。

(許可の取消)

第 11 条 甲は、施設を公用又は公共用に供する必要があるとき又は乙にこの覚書に違反する行為があると認められるときは、使用許可を取り消すことができる。

(有効期間)

第 12 条 有効期間は、施設が形状変更等により指定避難所としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、当該施設が指定避難所として不適当又はその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

2 施設の形状変更等により指定避難所としての要件を欠く事由が発生した場合は、甲は速やかに文章により乙に通知する。

(連絡先等の確認)

第 13 条 乙は、毎年度当初に以下の事項について甲に対して照会し、現状を把握する。

(1) 施設管理者、同代理者及び施設近辺に居住する職員の氏名、住所及び連絡先。

(2) 工事予定等施設使用者に影響のある事項。

(定めのない事項)

第 14 条 この覚書の締結をもって、平成 31 年 4 月 1 日に締結した静岡県武道館を避難場所として使用することの覚書は廃止する。

(定めのない事項)

第 15 条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定める。この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保持する。

令和 3 年 7 月 1 日

(甲) 静岡市葵区追手町 9-6

静岡県知事 川 勝 平 太 印

(乙) 藤枝市岡出山 1-1 1-1

藤枝市長 北 村 正 平 印

覚 書

静岡県立藤枝養護学校長 花井千鈴（以下「甲」という。）と藤枝市長 松野輝洋（以下「乙」という。）との間に静岡県行政財産 静岡県立藤枝養護学校（以下「行政財産」という。）を福祉避難所として使用することについて次のとおり定める。

（目的）

第1条 甲は、その所管する行政財産を災害時における住民の福祉避難所として乙に使用させるものとする。

（定義）

第2条 第1条に示す福祉避難所の定義は以下のとおりである。

（1）福祉避難所

福祉避難所とは、避難所での生活に支障をきたす人のための2次的な避難所であり、市が必要に応じて設置する。対象者は、高齢者及び障害のある人で、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（申請）

第3条 乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要するときは、事前に電話等で甲に申請するものとする。

この場合は、遅滞なく静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）に定める行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

2 乙は、行政財産を使用する場合で、緊急を要しないときは、事前に前項の行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

（許可）

第4条 前条第1項により電話等で申請を受けたときは、甲は行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

2 甲は、乙から行政財産使用許可申請書が提出された場合は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、乙に行政財産使用許可書を交付してその使用を許可する。

（期間）

第5条 使用の期間は7日間以内とする。ただし、必要により甲、乙協議して最大7日以内の延長ができるものとする。また、使用終了の際乙は甲に「〇年〇月〇日〇時に終了した」旨文章にて通知する。

（原状変更の制限）

第6条 乙は、行政財産を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ当該行政財産の現状を変更することができないものとする。

（原状回復義務）

第7条 乙は、使用期限が満了したときは、又は使用許可が取り消されたときは、当該行政財産を原状に復するものとする。

（施設使用料の免除）

第8条 甲は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条に基づき使用料を免除するものとする。

（費用の負担）

第9条 当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は原則として乙が負担する。ただし、甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(規則等遵守)

第10条 乙は、行政財産の使用にあたっては、前各条のほか、静岡県財産規則及び許可条件を遵守しなければならない。

(許可の取消)

第11条 当該行政財産を公用又は公共用に供する必要があるとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は使用許可を取り消すことができる。

2 甲は乙に対して、前項の取り消しにより生じた損失は、補償しないものとする。

(覚書の有効期限)

第12条 この覚書は、当該行政財産の形状変更により福祉避難所としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。

ただし、甲乙が協議し、当該施設が福祉避難所として不適当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 当該行政財産の形状変更等により福祉避難所としての要件を欠く事由が発生した場合、直ちに甲は乙に対し、文章をもって連絡するものとする。

(連絡先等の確認)

第13条 乙は、毎年度当初に以下の事項について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

(1) 施設管理者、同代理者及び当該行政財産近辺に居住する職員の氏名、住所及び連絡先。

(2) 工事予定等施設使用管理者に影響のある事項。

(その他)

第14条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。上記の覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者の記名押印のうえ、各1通保有する。

平成16年3月1日

(甲) 静岡県立藤枝養護学校長 花 井 千 鈴

(乙) 藤枝市長 松 野 輝 洋

災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と中外製薬工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における甲又は甲の近隣地区の住民の一時避難及び甲による災害復旧活動への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、藤枝市内又は近隣地区において地震等をはじめとする大規模な自然災害及びそれに準ずる緊急事態が発生した場合における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づき災害対策本部を設置したときは、乙に対して次の各号に定める事項についての協力を要請することができる。

- (1) 甲が、乙の藤枝事業所の固形剤棟2階の一部（以下「一時避難スペース」という。）を、一時的な避難を必要とする甲又は甲の近隣地区の住民（以下「一時避難住民」という。）の一時的な避難場所として無償にて使用すること。
 - (2) 一時避難スペースで一時避難住民100名が1泊避難するために必要な数量の食料、水及び生活用品を、無償にて甲又は一時避難住民に対して提供すること。
 - (3) 甲が、乙の藤枝事業所のグラウンドなど医薬品の製造等の業務に使用しない空きスペースを、災害復旧活動の用地等として無償にて使用すること。
- 2 乙は、甲から前項の協力要請があった場合には、医薬品の製造その他の乙の業務に支障がなく、かつ、相当と乙が認める範囲・期間において、協力措置をとるとともに、当該措置の内容を甲に連絡するものとする。
- 3 前項に基づく乙の協力に関して、甲又は一時避難住民に事故その他の事由により何らかの損害等が生じた場合であっても、乙はその責めを負わない。ただし、当該損害等の発生が乙の故意によるときは、この限りではない。

（協力要請の方法）

第3条 前条第1項の協力要請は、文書によることとするが、緊急の場合には口頭、電話等で要請し、事後文書によって提出することができるものとする。ただし、大規模地震による緊急事態においては、乙は、甲からの要請を待たずに、一時避難住民の一時避難場所として受入れを行うことができるものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理課長（電話番号：054-643-3111）、乙においては総務グループマネジャー（電話番号：054-635-2311/080-1170-3131）とする。

(協議事項)

第5条 この協定に定めない事項若しくはこの協定の定め解釈について疑義が生じたとき、又は協定内容の修正の必要性が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲乙いずれかの書面による終了の申出がない限り、有効に存続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年12月14日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市長 北村 正平

乙 静岡県藤枝市高柳2500番地

中外製薬工業株式会社
藤枝工場長 村田 博

資料5-16

災害時等における一時避難場所としての使用に関する協定書

災害時等における一時避難場所としての使用に関し、藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社天野回漕店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害等が発生した場合における一時避難場所として、乙の所有するスペースを使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定によるスペースの使用用途は、住民等の一時避難場所とする。

（協力内容、使用範囲）

第3条 乙は、次に掲げるスペースを甲の協力要請があったときは、一時避難場所として甲に開放するものとする。

施設名称	天野回漕店藤枝支店
所在地	藤枝市八幡531-1
開放スペース	倉庫底下
	駐車場

（協力要請の方法）

第4条 前条の協力要請は、文書によることとするが、緊急の場合には口頭、電話等で要請し、事後文書によって提出することができるものとする。ただし、緊急事態においては、乙は、甲からの要請を待たずに、避難住民の一時避難場所として受入れを行うことができるものとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、一時避難場所を第2条の使用用途以外に使用しないものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部危機管理課長（電話番号：054-643-3119）、乙においては藤枝支店長（電話番号：054-645-5600）とする。

（原状回復義務）

第7条 甲は、使用期間を終えたときは、使用施設を甲の費用負担で原状に回復しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲の責によらない原状変更に関して、原状回復に要する費用は、甲、乙が協議して決定するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、使用施設に甲の住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の締結期間は、協定の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも申出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月26日

甲 藤枝市岡出山1-11-1
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

乙 静岡市清水区港町2-9-5
株式会社天野回漕店
代表取締役 宗 敏之

資料5-17

災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社焼津冷凍（「乙」という。）は、災害時における甲又は甲の近隣地区の住民の一時避難及び甲による災害復旧活動への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、藤枝市内又は近隣地区において地震等をはじめとする大規模な自然災害及びそれに準ずる緊急事態が発生した場合における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置したときは、乙に対して次の各号に定める事項についての協力を要請することができる。

- (1) 甲が、乙の第2工場の一部（以下「一時避難スペース」という。）を、一時的な避難を必要とする甲又は甲の近隣地区の住民（以下「一時避難住民」という。）の一時的な避難場所として無償にて使用すること。
 - (2) 一時避難スペースで一時避難住民約30名が1泊避難するために必要な数量の食料、水及び生活用品を、無償にて甲又は一時避難住民に対して提供すること。
 - (3) 甲が、乙の第2工場駐車場など業務に使用しない空きスペースを、災害復旧活動の用地等として無償にて使用すること。
- 2 乙は、甲から前項の協力要請があった場合には、乙の業務に支障がなく、かつ、相当と乙が認める範囲・期間において、協力措置をとるとともに、当該措置の内容を甲に連絡するものとする。
- 3 前項に基づく乙の協力に関して、甲又は一時避難住民に事故その他の事由により何らかの損害等が生じた場合であっても、乙はその責めを負わない。ただし、当該損害等の発生が乙の故意によるときは、この限りではない。

（協力要請の方法）

第3条 前条第1項の協力要請は、文書によることとするが、緊急の場合には口頭、電話等で要請し、事後文書によって提出することができるものとする。ただし、大規模地震による緊急事態においては、乙は、甲からの要請を待たずに、一時避難住民の一時避難場所として受入れを行うことができるものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理課長（電話番号：054-643-3119）、乙においては冷蔵庫部 部長（電話番号：054-641-9631）とする。

(協議事項)

第5条 この協定に定めない事項若しくはこの協定の定め解釈について疑義が生じたとき、又は協定内容の修正の必要性が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲乙いずれかの書面による終了の申出がない限り、有効に存続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成27年9月30日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市長 北村 正平

乙 静岡県藤枝市上当間854番地
株式会社焼津冷凍

代表取締役 松村 勲

災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定書

平成２７年９月３０日付けで藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社焼津冷凍（以下乙という。）との間で締結した、災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第２条を次のように改める。

（協力内容）

第２条 甲は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２の規定に基づき災害対策本部を設置したときは、乙に対して次の各号に定める事項についての協力を要請することができる。

- (1) 次に掲げる乙の施設の一部（以下「一時避難スペース」という。）を、一時的な避難を必要とする市民（以下「一時避難市民」という。）の避難場所として無償にて提供すること。

所在地	藤枝市上当間８５４番地
施設名	株式会社焼津冷凍 事務所棟・第２工場
対象範囲	事務所棟：１階チルド庫、３階食堂・休憩室、予備室 第２工場：入庫場

- (2) 一時避難スペースで一時避難市民約８０名が１泊避難するために必要な数量の食料、水及び生活用品を、無償にて甲又は一時避難市民に対して提供すること。
- (3) 携帯電話等の機器を充電するスペースを無償にて提供すること。
- (4) 乙の第２工場駐車場など業務に使用しない空きスペースを、災害復旧活動の用地等として無償にて提供すること。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和２年１月６日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目１１番１号

藤枝市長 北村正平

乙 静岡県藤枝市上当間８５４番地

株式会社焼津冷凍

代表取締役 松村 勲

災害時における協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づく災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1） 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3） 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4） 帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- （5） 甲が設置した一時避難所及び、乙が提供する避難場所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- （6） その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）により行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期限は、協定の成立した日から平成30年3月31日とする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年11月17日

(甲) 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市長 北村 正平

(乙) 東京都港区西新橋1丁目18番12号

COMS虎ノ門6階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会 長 齋 藤 斎

(第 1 号様式)

年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 様

藤枝市長

災 害 時 協 力 要 請 書

災害時における協力に関する協定第 3 条規定に基づき、次のとおり協力方を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

(第2号様式)

年 月 日

藤枝市長

様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 印

災 害 時 要 請 業 務 報 告 書

災害時における協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

災害時における帰宅困難者の受入れ施設に係る管理協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝駅前一丁目8街区市街地再開発事業により建設されたリヤンドファミリーの所有管理者であるNSライフ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時に、災害に起因して発生した交通の途絶により帰宅が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙が所有管理する第3条に定める協定避難部分（以下「協定避難部分」という。）を、一時滞在の用に供するための帰宅困難者支援拠点及び防災備蓄倉庫として円滑に使用させることができるよう、当該施設の協定避難部分の管理方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定避難部分）

第3条 帰宅困難者支援拠点及び防災備蓄倉庫として使用できる協定避難部分の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1） 帰宅困難者支援拠点

- ・ 所在地 駅前一丁目8番11号
- ・ 範囲 リヤンドファミリー1階の一部（別図①赤枠部分）
- ・ 面積 50.15 m²

（2） 防災備蓄倉庫

- ・ 所在地 駅前一丁目8番11号
- ・ 範囲 リヤンドファミリー2階部分（別図②青枠部分）
- ・ 面積 7.65 m²

（変更の協議）

第4条 乙は、協定避難部分について、それぞれの理由により前条の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（協定避難部分の管理の方法）

第5条 協定避難部分の管理の方法は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 乙は、災害の発生時において、甲からの要請があった際に、協定避難部分を帰宅困難者に開放すること。
- （2） 乙は、協定避難部分について帰宅困難者が一時滞在する上で、支障を生じさせないこと。
- （3） 協定避難部分の維持修繕に関しては、乙の責任において行うこと。
- （4） 甲が避難訓練を実施する場合は、あらかじめ甲乙で協議した上で協定避難部分を利用すること。
- （5） 防災備蓄倉庫に備蓄する物品（以下「備蓄物品」という。）については、甲が用意し、維

持管理も甲が行う。

- (6) 甲が備蓄物品の維持管理を行う際、乙は、甲の職員が当該施設内に立ち入ることを許可すること。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成30年2月1日から平成33年1月31日までの3年間とする。ただし、当該期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、さらに3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第7条 甲乙は、甲乙のいずれかが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて違反者に対し本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

- 2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適正な利用のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れにより本協定を解除することができる。

- 3 前項に掲げる措置に要した費用は、協定に違反した者が負担するものとする。

(協議)

第8条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 2月 14日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市長 北村 正平 ⑩

乙 藤枝市駅前一丁目3番4号

NSライフ株式会社

代表取締役 齋藤 浩昭 ⑩

資料5-20

災害時における帰宅困難者の受入れ施設に係る管理協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝駅前一丁目8街区市街地再開発事業により建設された住宅・駐車場の区分所有者により組織する団地管理組合「藤枝ミキネ・イースト団地管理組合」（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時に、災害に起因して発生した交通の途絶により帰宅が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙が管理する第3条に定める協定避難部分（以下「協定避難部分」という。）を、一時滞在の用に供するための帰宅困難者支援拠点及び避難用公共的通路として円滑に使用させることができるよう、当該施設の協定避難部分の管理方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定避難部分）

第3条 帰宅困難者支援拠点及び避難用公共的通路として使用できる協定避難部分の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1） 帰宅困難者支援拠点

- ・ 所在地 藤枝市駅前一丁目662番の一部
- ・ 範囲 別図①赤枠部分
- ・ 面積 210 m²

（2） 避難用公共的通路

- ・ 所在地 藤枝市駅前一丁目662番の一部
- ・ 範囲 別図①青枠部分
- ・ 面積 230 m²

（変更の協議）

第4条 乙は、協定避難部分について、前条の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（協定避難部分の管理の方法）

第5条 協定避難部分の管理の方法は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 乙は、災害の発生時において、甲からの要請があった際に、協定避難部分を帰宅困難者に開放すること。
- （2） 乙は、協定避難部分について帰宅困難者の一時滞在及び避難通行する上で、支障を生じさせないこと。
- （3） 協定避難部分の維持修繕に関しては、乙の責任において行うこと。
- （4） 甲が避難訓練を実施する場合は、あらかじめ甲及び乙が協議した上で協定避難部分を

利用すること。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成30年2月1日から平成33年1月31日までの3年間とする。ただし、当該期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、さらに3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第7条 甲又は乙が本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適正な利用のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れにより本協定を解除することができる。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、協定に違反した者が負担するものとする。

(協議)

第8条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 2月 1日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市長 北村 正平 ㊞

乙 藤枝市駅前一丁目8番22号

藤枝ミキネ・イースト団地管理組合

理事長 大石 晴久 ㊞

資料５－２１

災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝商工会議所（以下「乙」という。）は、災害時における市民の一時避難及び甲による災害復旧活動への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、藤枝市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第２条 甲は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の規定に基づき災害対策本部を設置、又はこれに準じた体制を設置したときは、乙に対して次の各号に定める事項についての協力を要請することができる。

- (1) 甲が、次に掲げる乙の施設の一部（以下「一時避難スペース」という。）を、一時的な避難を必要とする市民（以下「一時避難市民」という。）の避難場所として無償にて提供すること。

所在地	藤枝市藤枝四丁目７番１６号
施設名	藤枝商工会議所会館
対象範囲	２階：第１研修室、第２研修室 ３階：特別研修室 ４階：ホール

- (2) 一時避難スペースで一時避難市民約１００名が１泊避難するために必要な数量の食料、水及び生活用品を、無償にて甲又は一時避難市民に対して提供すること。
- (3) 携帯電話等の機器を充電するスペースを無償にて提供すること。
- (4) 甲が、乙の駐車場など業務に使用しない空きスペースを、災害復旧活動の用地等として無償にて提供すること。

２ 乙は、甲から前項の協力要請があった場合には、乙の業務に支障がなく、かつ、相当と乙が認める範囲・期間において、協力措置をとるとともに、当該措置の内容を甲に連絡するものとする。

３ 前項に基づく乙の協力に関して、甲又は一時避難市民に事故その他の事由により何らかの損害等が生じた場合であっても、乙はその責めを負わない。

ただし、当該損害等の発生が乙の故意又は重大な過失によるときは、この限りではない。

(協力要請の方法)

第3条 前条第1項の協力要請は、文書によることとするが、緊急の場合には口頭、電話等で要請し、事後文書によって提出することができるものとする。

ただし、大規模地震による緊急事態においては、乙は、甲からの要請を待たずに、一時避難市民の一時避難場所として受入れを行うことができるものとする。

(連絡責任者)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大規模災害対策課長、乙においては総務管理課長とする。

(協議事項)

第5条 この協定に定めない事項若しくはこの協定の定めの解釈について疑義が生じたとき、又は協定内容の修正の必要性が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲乙いずれかの書面による終了の申出がない限り、有効に存続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年 11月 1日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

乙 藤枝市藤枝四丁目7番16号
藤枝商工会議所
会 頭 山田 壽久

災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社山田組（以下「乙」という。）は、災害時における市民の一時避難及び甲による災害復旧活動への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、藤枝市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置又はこれに準じた体制を設置したときは、乙に対して次の各号に定める事項についての協力を要請することができる。

- (1) 次に掲げる乙の施設の一部（以下「一時避難スペース」という。）を、一時的な避難を必要とする市民（以下「一時避難市民」という。）の避難場所として無償にて提供すること。

所在地	藤枝市堀之内一丁目1番地の3
施設名	株式会社山田組 本社
対象範囲	2階：会議室 3階：応接室・展示室

- (2) 一時避難スペースで一時避難市民約40名が1泊避難するために必要な数量の食料、水及び生活用品を、無償にて甲又は一時避難市民に対して提供すること。
- (3) 携帯電話等の機器を充電するスペースを無償にて提供すること。
- (4) 乙の本社駐車場など業務に使用しない空きスペースを、災害復旧活動の用地等として無償にて提供すること。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請があった場合には、乙の業務に支障がなく、かつ、相当と乙が認める範囲・期間において、協力措置をとるとともに、当該措置の内容を甲に連絡するものとする。

3 前項の乙の協力措置に関して、甲又は一時避難市民に事故その他の事由により何らかの損害等が生じた場合であっても、乙はその責めを負わない。ただし、当該損害等の発生が乙の故意又は重大な過失によるときは、この限りではない。

(協力要請の方法)

第3条 前条第1項の規定による協力要請は、文書によることとするが、緊急の場合には口頭、電話等で要請し、事後文書によって提出することができるものとする。ただし、大規模地震による緊急事態においては、乙は、甲からの要請を待たずに、一時避難市民の一時避難場所として受入れを行うことができるものとする。

(連絡責任者)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大規模災害対策課長、乙においては総務部長とする。

(協議事項)

第5条 この協定に定めない事項若しくはこの協定の定めの解釈について疑義が生じたとき又は協定内容の修正の必要性が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲乙いずれかの書面による終了の申出がない限り、有効に存続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和元年7月9日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

乙 藤枝市堀之内一丁目1番地の3
株式会社 山田組
代表取締役 山田 壽久

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

藤枝市長 八木金平（以下「甲」という。）と生活協同組合コープしずおか（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、藤枝市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、藤枝市長が別紙1の文章をもって行うものとする。但し、文章をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文章を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあつては、乙は甲の意思を前項の者に確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条に掲げる者に連絡する者とする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（代金の支払い）

第7条 甲が引き取った物資の代金は、乙からの請求後、すみやかに支払うものとする。

（調達・製造可能数量の報告）

第8条 乙は、この協定の成立の日又は甲から報告を求められた場合は、調達可能量を別紙2「物資調達・製造可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文章をもって協

定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成12年2月24日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市長 八 木 金 平

乙 静岡市黒金町59番地の6
生活協同組合コープしずおか
理事長 上 田 克 巳

別 表

○確保が必要な物資

期 間	発 生 直 後	発生後3～4日まで	3～4日以降
想 定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食 料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(主食＋副食) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果 実 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌・醤油 塩 飲 料 牛 乳 粉ミルク
物 資	衣 料：毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラン 日用品等：雨具、おむつ（紙）、おむつかバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、ハン ゴー、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ、スプーン、哺乳ビン、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴 燃料等：LPガス、LPガス器具		

資料5-24

災害時における燃料の供給の協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と静岡県石油商業組合焼津藤枝支部（以下「乙」という。）とは、災害時における燃料の供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、各市町内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における燃料の供給に関し、甲が乙に要請する場合の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、燃料に不足が生じた場合は、乙に対して燃料の供給協力を要請することができる。

2 甲が要請することができる燃料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自動車用燃料
- (2) 自家発電機用燃料
- (3) 暖房用燃料
- (4) 防災資機材用燃料
- (5) その他必要な燃料

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、所定の様式（災害時における燃料の供給要請書）文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、甲から燃料の供給の要請を受けたときは、乙に所属する組合員（以下「丙」という。）のあっせん等可能な限り甲に協力するものとする。

2 乙のあっせんを受けた丙は甲の指示に従い、保有する物資の供給に可能な限り協力するものとする。

（引き渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

（報告）

第6条 乙は、燃料の供給を実施したときは、所定の様式（供給報告書）をもって甲に通知するものとする。

（経費の負担、価格の決定及び代金の支払い）

第7条 乙が実施した燃料の供給協力を要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格及び代金の支払いは、年度毎の単価契約又は、災害時直前の適正価格及び支払い方法等を基準にして、甲乙協議して決定するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、災害時における燃料の供給が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

る。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年 2月 9日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤 枝 市 長 北村 正平

乙 焼津市中港2-5-16
静岡県石油商業組合焼津藤枝支部
支 部 長 巻田 達央

水道災害時の資材調達に関する協定書

藤枝市域内における地震災害及び風水害等（以下「災害」という。）による水道災害時の資材調達に関し、藤枝市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、必要な資材の調達を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（範囲）

第2条 資材調達の範囲は次のとおりとする。

- (1) 配水管資材類
- (2) 給水装置資材類
- (3) その他甲の指定する資材

2 乙は、前項に規定する資材については、乙の経営の許す範囲内で、別途保有の協力をするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、災害による資材調達の必要があるときは、乙に対しその資材の供給を要請できるものとする。

2 前項の要請にあたっては、甲は必要な資材、数量、供給場所、その他必要と認める事項を文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話等によることができるものとする。

（供給）

第4条 乙は、資材供給要請があったときは、災害の特殊事情に鑑み、すみやかに甲の指定する場所に供給するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が、この協定に基づく資材供給に要した費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が資材納入後に甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

（協議）

第6条 この協定に疑義を生じた場合及び協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

〇〇 年 月 日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市長 〇〇 〇〇

印

乙

印

水道資材調達工業者

令和7年4月1日現在

No.	業 者 名	住 所	T E L	F A X
1	丸尾興商(株)	島田市御飯屋 8 7 5 3	0547-35-3121	0547-35-5133
2	富士機材(株)静岡支店	静岡市駿河区豊田 3-10-10	2 8 2 - 4 3 3 1	2 8 2 - 2 0 9 3
3	安 田 (株) 静岡支店	静岡市駿河区豊田 3 - 7 - 5	6 5 4 - 6 1 7 7	6 5 4 - 6 1 8 8
4	ヒ ダ (株)	静岡市葵区柚木 5 7 0	2 6 5 - 2 2 2 6	2 6 1 - 9 5 8 5
5	(株)村松商店静岡支店	静岡市駿河区手越原 2 3 3 - 2	2 5 9 - 9 8 1 8	2 5 9 - 3 2 5 9

資料：上水道課

資料5-26

災害救助に必要な飲料水の調達に関する覚書

藤枝市（以下「甲」という。）と 東海ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な飲料水及び手動ポンプ（以下「飲料水等」という。）を調達することに関し、覚書を取り交わす。

（趣 旨）

第1条 この覚書は、藤枝市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の調達に関し、甲が乙に要請する場合の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時において、飲料水等が必要であると認めるときは、別紙1の災害時における救援物資の提供に関する目録（平成22年10月19日付）に従い乙に対して飲料水等の提供を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、甲が別紙2の「救援物資（飲料水等）提供の協力要請書」をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第2条の要請を受けた時は、別紙2の「協力応諾書」をもって応諾し可能な限り協力するものとする。

（飲料水の範囲）

第5条 甲が乙に要請する飲料水等は次に掲げるものとする。

- (1) 清涼飲料水ボトル（12リットル×1，200本相当）
- (2) 3ガロン用手動ポンプ（50個）

（飲料水等の引渡し）

第6条 飲料水等の引渡し場所は、東海ガス株式会社ショールーム「クリッピープラザ」（藤枝市青木二丁目8番28号）とし、甲は当該場所に職員を派遣して飲料水等を確認のうえ引取るものとする。

（費 用）

第7条 飲料水等は乙が無償提供するものとする。

2 引き渡し後の飲料水等の運搬等の費用については甲が負担するものとする。

（返却の方法）

第8条 甲は、飲料水等の必要がなくなった場合又は空のボトル容器等について引渡場所において返却するものとする。

（協 議）

第9条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この覚書は、覚書を取交した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この覚書を取り交したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年4月15日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤 枝 市 長 北 村 正 平

乙 焼津市塩津74番地の3

東海ガス株式会社

代表取締役社長 辻 幸 夫

別紙 1

目 録

一、清涼飲料水ボトル

(十二リットル×千二百本相当)

右、災害が発生した場合、非常用飲料水として贈呈いたします

平成二十二年十月十九日

東海ガス株式会社

代表取締役会長 榎田 堯

代表取締役社長 辻 幸夫

藤枝市長 北村 正平様

年 月 日

東海ガス株式会社 御中

藤枝市長

救援物資(飲料水等)提供の協力要請書

災害時における救援物資の提供に関する目録により、次の通り要請します。

電話等による要請の日時	年 月 日 時 分		
要請する救援物資の種類	種 類	数 量	単 位
	清涼飲料水(12 リットル)ボトル		
	3 ガロン用手動ポンプ		
受取希望日時	年 月 日 時 分		
受取場所	東海ガス株式会社ショールーム「クリッピープラザ」 (藤枝市青木二丁目 8 番 28 号)		
受取担当職員	藤枝市災害対策本部 _____ 電話 _____		
要請先	東海ガス(株)総務部	電話 054-628-7151	
		FAX 054-627-0353	
備考	このファクシミリを受信されましたら、速やかに要請 受諾の可否を要請担当者あてご連絡ください。		

協力応諾書

応諾日時 年 月 日

上記の要請を応諾する。

【応諾者】

応諾者名 東海ガス株式会社 部 ⑩

電話番号

F A X

資料5-27

災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書

(目的)

第1条 藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社エンチャー（ジャンボエンチャー藤枝店（以下「乙」という。））とは、大規模災害等の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(支援事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の支援事項は、原則として甲が 藤枝市災害対策本部又は藤枝市災害警戒本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(要請)

第3条 災害時において、応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話、ファックス等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制について支障をきたさないために、常に点検、改善に努めるものとする。

(物資供給等の実施)

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、応急生活物資の供給及び運搬に対する支援に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 要請する応急生活物資の内容は、あらかじめ甲乙協議して定めておくものとする。

2 乙は、甲から前項の規定により定めた以外の応急生活物資の要請があったときは、可能な範囲で供給するものとする。

(運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(費用)

第7条 第4条及び前条の規定により、供給した応急生活物資の対価及び乙が実施した運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、応急生活物資の供給及び運搬終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における乙の店頭価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第8条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲又は乙からの協定解消の申出がない限り、継続するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めがない事項は、甲乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年11月9日

甲 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
藤枝市長 北村 正平

乙 静岡県富士市中央町2-12-12
株式会社エンチャー
代表取締役社長 遠藤 健夫

静岡県藤枝市築地1丁目7番30号
ジャンボエンチャー藤枝店
店長 栗田 正臣

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社静鉄ストア（以下「乙」という。）は、被災者及び災害に備えて避難した者（以下「被災者等」という。）に対して迅速かつ効果的な支援を実施するため、必要な物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が生じた場合及びその危険が高まっている場合において、乙が甲の要請に基づいて被災者等の生活支援をするために必要な物資の供給を行う手続きを定めることを目的とする。

（対象となる物資）

第 2 条 この協定で対象とする物資は、次に掲げるものとする。

（1）別表に規定する物資

（2）甲が指定する物資

（供給の要請）

第 3 条 甲は、被災者等が生じた場合において必要があると認めるときは、乙に対して物資供給要請書（第 1 号様式）により物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

2 前条の要請による物資を確保した場合においては、乙は、甲に対して物資供給報告書（第 2 号様式）により速やかに連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第 5 条 甲・乙協議の上、甲が指定した場所及び日時において物資の引き渡しに協力するものとする。

2 甲は、必要に応じて乙の店舗で直接被災者に物資を供給するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の内容が円滑に行われるようにするため、甲及び乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者届(第3号様式)により連絡責任者を報告するものとし、その変更のあった場合も同様とする。

(効力)

第8条 この協定は、協定締結の日から令和5年3月31日までその効力を有するものとする。ただし、有効期間の満了日の1か月前までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がない時は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(覚書の廃止)

第9条 この協定の締結をもって、平成25年10月21日付けで締結した災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定は廃止する。

(協議)

第10条 この協定について定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月15日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤 枝 市 長 北村 正平

乙 静岡市葵区末広町95番地
株式会社静鉄ストア
代表取締役社長 森下 登志美

別表（第 2 条 関係）

状況	物資の区分	品 目					
ライフライン （電気・水道等） ストップ	食料品	★ 水 (ミネラルウォーター)	★ 牛乳	レトルト食品 (ご飯・おかず)	粉ミルク		
		★ 飲料 (缶ジュース等)	★ バナナ	缶詰 (イージュー・オープン)	アルファ米		
		★ 菓子パン	おにぎり	即席カップ麺			
	日用品 及び 生活雑貨	紙オムツ (子供・大人用)	ウェット ティッシュ	スプーン	化膿止め	サラシ	バケツ
		生理用品	トイレット ペーパー	ラップ	絆創膏	毛布	懐中電灯
		タオル	使い捨て 食器類	ガムテープ	蚊とり線香 (夏季)	軍手	乾電池
		哺乳瓶	割り箸	ゴミ袋	使い捨てカイロ (冬季)	ライター	固定燃料
ライフライン （電気・水道） 復旧	食料品	おにぎり	食パン	バター ジャム	野菜		
		弁当	切り餅	レトルト食品 (おかず類)	緑茶		
		調理パン	めん類	果物	コーヒー		
	日用品 及び 生活雑貨	紙コップ	石鹸	歯磨き粉	マスク	下痢止め	うがい薬
		紙皿	洗濯ばさみ	シャンプー	ティッシュ ペーパー	胃薬	洗剤
		下着類	歯ブラシ	靴下	ハンドソープ	アルコール 消毒液	運動靴

品目は、上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

★は、災害発生後、最優先に調達すべき品目

災害時に必要な資機材の調達に関する協定書

藤枝市長 北村正平（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、藤枝市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する資機材の供給及び運搬を要請するものとする。

（調達資機材の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する資機材は、仮設ハウス、暖房機器、冷却機器、その他乙が保有する資機材のうち、甲が指定する資機材とする。ただし、応急仮設住宅については、本協定から除く。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（要請の方法等）

第3条 第1条の規定による要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、災害時に支障をきたすことのないよう日頃から点検及び改善に努めるものとする。

3 資機材の引き渡し及び返却の場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、資機材を確認の上、引き取りをするものとする。

4 甲は、乙が指定する書式に必要な事項を記入の上、資機材を貸借するものとする。

（資機材の運搬等）

第4条 資機材の運搬は乙が行うものとする。この場合において、甲は、乙が資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（貸借料）

第5条 貸借料（次項に規定する損害保険に関する金額を含む。以下同じ。）は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定める。

2 乙は、甲に引き渡す資機材の紛失等に備え、資機材の損害保険に加入するものとする。

3 資機材が紛失等した場合は、前項の損害保険で対応する。ただし、損害保険で対応できない破損等については、原則として甲の負担とする。

（貸借料の支払）

第6条 甲は、乙の請求に基づき、速やかに前条の貸借料を支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し、必要な細部の手続き及びこの協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年６月２６日

甲 藤枝市岡出山 1-11-1
藤枝市長 北村 正平

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 一丁目 10 番地 17 号
株式会社 ナガワ
代表取締役社長 高橋 修

災害時における資機材のレンタルに関する協定書

藤枝市長（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会静岡支部（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、藤枝市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材の供給を必要とするときは、乙に対し資機材の供を要請することができる。

2 要請の方法は、甲から乙の正会員の中で、「本協定に基づき、資器材の提供に賛同する会員」（以下、協力会員という）に対し、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力会員は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙の協力会員は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（提供資機材）

第3条 甲が乙の協力会員に提供を要請する資機材は、別表に掲げるもので、要請時点で乙の協力会員が提供可能なものとする。

2 乙の協力会員は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資機材の見込数量を報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、当該引取場所までの資機材の運搬は、乙の協力会員が行うものとする。ただし、乙の協力会員による運搬が困難な場合は、この限りでない。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙の協力会員が資機材を運搬し、及び提供する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙の協力会員が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係わる費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、甲及び乙の協力会員において協議の上、決定するものとする。

3 乙の協力会員は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を請求するものとする。

（資料の交換及び情報交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を随時交換するものとする。

(協定期間)

第8条 協定期間は、協定の成立した日から1年とする。ただし、協定期間の満了の日の1箇月前までに、甲と乙から何らの意思表示のないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第9条 乙は、甲が災害時相互応援協定を締結している静岡県外の自治体の災害等について、甲の要請に基づき、乙が所属する一般社団法人日本建設機械レンタル協会の他支部に資機材の供給をすることができる。

2 前項の要請をした場合における費用の負担については、第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「甲」とあるのは「甲が災害時相互応援協定を締結している静岡県外の自治体」と、「乙」とあるのは「一般社団法人日本建設機械レンタル協会の他支部」と読み替えるものとする。

第10条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成28年1月22日

甲 藤枝市岡出山 1-11-1
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

乙 静岡市駿河区宮竹一丁目 14 番 14 号
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会静岡支部
支部長

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙が乙の地図製品等を甲に供給すること等について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換及び乙の防災活動への参加を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 藤枝市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 藤枝市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービスをいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等は無償で甲に貸与するものとする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。
- 3 乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。
- 4 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき、乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次の各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、平常時に災害対応体制に対応する訓練を実施するときに、甲の当該防災業務を統括する部署内において、前条第1項の規定により乙から貸与された地図製品等につき、閲覧及び複製を行うことができる。
- 3 甲は、第1項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとし、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 4 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。
- 5 甲は、前項の規定に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。
(防災活動)
- 第6条 乙は甲の要請により、甲が実施する防災訓練、防災講習会等の防災活動に無償で参加し、専門的見地から助言、指導等を行うことができる。
- 2 甲は、前項の要請をするときは、防災活動参加要請書を乙に提出するものとする。
(情報交換)
- 第7条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。
(有効期間)
- 第8条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。
(協 議)
- 第9条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成28年3月3日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

乙 横浜市港北区新横浜二丁目13番13号
株式会社ゼンリン
神奈川・静岡エリア統括部
部長 佐々木 斉

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)対象機器上で閲覧すること。

(2)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

資料5-32

災害時における応急復旧に必要な量の調達に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と駿遠地区豊商工業協同組合（以下「乙」という。）は、藤枝市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急復旧に必要な量の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時に、量を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 前条の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（量の運搬等）

第3条 甲は第1条の規定による要請をした場合は、量の集積場所及び運搬経路を指定するものとする。

2 乙は、甲が指定した集積場所まで量の運搬を行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合にあっては、甲、乙協議の上、定めるものとする。

3 甲は、第1項の規定により指定した集積場所に職員を派遣し、量を確認の上引取るものとする。

（対価等）

第4条 量の対価及び当該量の運搬等に係る費用（以下これらを「対価等」という。）の負担区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）甲が設置する避難所に量を設置する場合の量の対価 乙の負担

（2）前号に規定する避難所以外の場所に量を設置する場合の量の対価 甲の負担

（3）量の運搬等に係る費用 甲の負担

2 前項に規定する対価等は、集積場所への運搬終了後、災害発生前における適正な価格（災害発生前の要請にあっては、要請時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（対価等の支払い）

第5条 乙は、前条第1項の規定により甲が負担する対価等について、集積場所への運搬終了後、請求するものとし、甲は当該請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく量の供給等が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(定めのない事項の処理)

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成30年3月31日とする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成29年3月24日

(甲) 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市長 北村 正平

(乙) 静岡市藤枝市上青島208番地の3
駿遠地区豊商工業協同組合

理事長 池田 喜政

災害時における段ボール製品の調達に関する協定

藤枝市（以下「甲」という。）と旭紙業株式会社 藤枝工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、藤枝市内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の生活に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を必要とするときは、乙に対し物資の供給、運搬等について協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他の取扱商品

（物資の要請手続）

第4条 甲は、第2条の規定による要請を行うときは、物資供給要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（調達の実施等）

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を市に連絡するものとする。

2 乙は、自身の被災等で第2条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、受け取るものとする。

2 乙は、物資の引渡し後、速やかに物資供給完了書（第2号様式）により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が供給する物資の対価及び運搬等の費用については、相当額を甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日とする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成30年 1月19日

(甲) 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤 枝 市 長 北村 正平

(乙) 藤枝市高柳2712番地

旭紙業株式会社 藤枝工場

代表取締役社長 小林 裕明

資料５－３４

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害（以下総称して「災害」という。）が発生した場合等、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙が直営方式又はフランチャイズ方式により展開するコンビニエンスストア「セブン・イレブン店」（以下総称して「セブン・イレブン店」という。）の営業継続又は早期営業再開等による災害支援に関して次のとおりこの協定を締結する。

（要請）

第１条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （１）藤枝市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （２）藤枝市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第２条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、商品の製造、物流ラインの断絶及びセブン・イレブン店への商品供給を優先する必要性等を勘案して、乙が物資の供給、調達可否を決定することを甲は了承する。

- （１）食料品
- （２）飲料品
- （３）日用品
- （４）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第３条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。ただし、乙が実際に甲に供給する物資の範囲・個数・日時等は、甲から乙に対して要請された時点で乙が対応可能なものに限ることを、甲は予め承諾する。

（要請の方法）

第４条 第１条の要請は、「物資発注書」（別紙１）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、

口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙が甲より第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第7条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価は、甲又は甲の指定する関係自治体等が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の対価は、引渡し場所への運搬終了後、乙の所定の納品書等に基づいた数量、災害発生直前の乙の店舗での販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

（費用の支払い）

第8条 甲又は甲の指定する地方自治体は、乙から引渡しを受けた物資の対価及び乙が行なった運搬等の費用を、乙から請求のあった後翌月末日までに乙指定口座へ振込みにて支払うものとする。ただし、災害発生による混乱等のため甲が期日までに支払うことが困難である場合は、甲又は甲の指定する地方自治体は災害発生による混乱が沈静化した後速やかに支払うものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第9条 甲は、藤枝市民の生活安定を確保するため、乙に対して災害発生時におけるセブン・イレブン店の営業の継続又は早期営業再開、また「災害時帰宅支援ステーション」としての被災者支援、無線LANサービス「セブンスポット」の一般開放を要請することができる。

2 乙は、甲の前項の要請に対し、乙の経営する直営店舗の営業継続又は早期再開に努めるとともに、フ

ランチャイズ加盟店の店舗の営業継続又は早期再開を支援し、もって被災地域内における物資の安定供給に最大限努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙のフランチャイズ方式による店舗展開を十分に理解していることから、乙がフランチャイズ加盟店に対し営業の継続又は早期再開を強制できるものではないことを了承する。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者をこの協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙3)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(その他)

第12条 乙は、セブン-イレブン店の関係者(配送業者等)に最大限の努力をもってこの協定の履行に協力するよう求めるが、各々独立した事業者であることから、実施することが困難な事情がありうることを、甲はあらかじめ了承する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は締結の日から3年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙誠意をもって、協議し、解決を図るものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成30年7月19日

静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

(甲) 藤枝市

藤枝市長 北村 正平

東京都千代田区二番町8番地8

(乙) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役社長 古屋 一樹

資料 5 - 3 5

災害時における資機材等の提供に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社ジーアイビー（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の規定するものをいう。以下同じ。）が発生した場合及び防災訓練時の資機材等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合及び防災訓練時（以下「災害時等」という。）に、乙の所有する資機材等を提供するための必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる店舗）

第 2 条 この協定で対象とする店舗は、次に掲げるものとする。

所在地：静岡県藤枝市内瀬戸 1 5 番 1

店舗名：ブルースカイランドリー カインズモール藤枝店

（資機材等の提供の内容）

第 3 条 甲が乙に対し協力を要請する資機材等は、別紙のとおりとする。

（資機材等の準備）

第 4 条 乙は、前条の資機材等の充実に努めるものとし、別紙の内容に変更がある場合は、その都度別紙により甲へ報告するものとする。

（支援の実施）

第 5 条 乙は、店舗所有者のフランチャイズオーナーから、甲に対する災害時等の資機材等の提供について、承諾を得た上で実施するものとする。

（資機材等使用時の連絡）

第 6 条 甲は、資機材等を使用するときは、資機材使用状況報告書（第 1 号様式）により乙に連絡するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに書面にて報告するものとする。

（経費の負担）

第 7 条 災害時等に要した水道料金及びガス料金は、乙の負担とする。

（情報共有）

第 8 条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当者を選任し、その氏名、連絡先等を記載した連絡先一覧表（第 2 号様式）を作成するものとし、記載内容に変更があったときは、その都度更新するものとする。

(効力)

第9条 この協定は、協定締結の日から令和4年3月31日までその効力を有するものとする。ただし、有効期間の満了日の1か月前までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定について定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年 3月17日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤 枝 市 長 北村 正平

乙 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目15番20号
ie 丸の内ビルディング4階
株式会社ジーアイビー
代表取締役 鈴木 衛

災害時における物資の供給に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、被災者及び災害に備えて避難した者（以下「被災者等」という。）に対して迅速かつ効果的な支援を実施するため、必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が生じた場合及びその危険が高まっている場合において、乙が甲の要請に基づいて被災者等の生活を支援するために必要な物資の供給を行う手続を定めることを目的とする。

（対象となる物資）

第 2 条 この協定で対象とする物資は、次に掲げるものとする。

（1）別表に規定する物資

（2）甲が指定する物資

（供給の要請）

第 3 条 甲は、被災者等が生じた場合において必要があると認めるときは、乙に対して物資供給要請書（第 1 号様式）により物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

2 前条の要請による物資を確保した場合には、乙は、甲に対して物資供給報告書（第 2 号様式）により速やかに連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第 5 条 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、乙は、甲が指定した場所及び日時に甲が派遣した職員が確認のうえ、引き渡すものとする。ただし、輸送路等の被災により指定された場所や日時の引渡しが困難である場合及び甲が職員を派遣できない場合等は、甲・乙協議の上、処理するものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急通行車両に登録する等、交通規制区間を通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第 7 条 この協定の内容が円滑に行われるようにするため、甲及び乙は、この協定締結後速やかに事務担当者名簿（第 3 号様式）により連絡責任者を報告するものとし、その変更のあった場合も同様とする。

(効力)

第 8 条 この協定は、協定締結の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までその効力を有するものとする。ただし、有効期間の満了日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がない時は、1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 9 条 この協定について定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 7 日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目 1 1 番 1 号

藤枝市

藤 枝 市 長 北村 正平

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 1 0 号

株式会社ナフコ

代表取締役 石田卓巳

別表（第 2 条関係）

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

第 1 号様式（第 3 条関係）

物資供給要請書

年 月 日

株式会社ナフコ 様

藤枝市長

災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、次のとおり物資の供給を
要請します。

品 名	規 格	数 量	運搬場所	備 考

第 2 号様式（第 4 条関係）

物資供給報告書

年 月 日

藤 枝 市 長 様

株式会社ナフコ
代表取締役社長

災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、要請のありました物資の供給について、次のとおり報告します。

記

協力の内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
その他	

第 3 号様式（第 7 条関係）

事務担当者名簿

【藤枝市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
TEL（携帯）		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休日：

【株式会社ナフコ】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 2 連絡先	第 3 連絡先
役職・氏名		
TEL（携帯）		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休日：

資料 5 - 3 7

災害時における物資の供給に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の規定するものをいう。以下同じ。）が生じた場合及びその危険が高まっている場合において、乙が甲の要請に基づいて被災者等の生活を支援するために必要な物資の供給を行う手続を定めることを目的とする。

（対象となる物資）

第 2 条 この協定で対象とする物資は、次に掲げるものとする。

- (1) ユニットハウス（仮設事務所、仮設トイレ等）
- (2) 甲が指定する物資

（供給の要請）

第 3 条 甲は、被災者等が生じた場合において必要があると認めるときは、乙に対して物資供給要請書（第 1 号様式）により物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

- 2 前条の要請による物資を確保した場合には、乙は、甲に対して物資供給報告書（第 2 号様式）により速やかに連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第 5 条 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、乙は、甲が指定した場所及び日時に甲が派遣した職員が確認のうえ、引き渡すものとする。ただし、輸送路等の被災により指定された場所や日時の引渡しが困難である場合及び甲が職員を派遣できない場合等は、甲、乙協議の上、処理するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（連絡体制）

第7条 この協定の内容が円滑に行われるようにするため、甲及び乙は、この協定締結後速やかに事務担当者名簿（第3号様式）により連絡責任者を報告するものとし、その変更のあった場合も同様とする。

（効力）

第8条 この協定は、協定締結の日から令和4年3月31日までその効力を有するものとする。ただし、有効期間の満了日の1か月前までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がない時は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定について定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月11日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤 枝 市 長 北村 正平

乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長妻 貴嗣

第 1 号様式（第 3 条関係）

物資供給要請書

年 月 日

三協フロンテア株式会社 様

藤枝市長

災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、次のとおり物資の供給を
要請します。

品 名	規 格	数 量	運搬場所	備 考

第 2 号様式（第 4 条関係）

物資供給報告書

年 月 日

藤 枝 市 長 宛

三協フロンテア株式会社
代表取締役社長

災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、要請のありました物資の供給について、次のとおり報告します。

記

協力の内容	
協力期間	年 月 日 ～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
その他	

第 3 号様式（第 7 条関係）

事務担当者名簿

【藤枝市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
TEL（携帯）		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休日：

【三協フロンテア株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 2 連絡先	第 3 連絡先
役職・氏名		
TEL（携帯）		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休日：

災害時等における物資の供給に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と中部薬品株式会社（以下「乙」という。）は、被災者及び災害に備えて避難した者（以下「被災者等」という。）に対して迅速かつ効果的な支援を実施するため、必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が生じた場合及びその危険が高まっている場合において、乙が甲の要請に基づいて被災者等の生活支援するために必要な物資の供給を行う手続を定めることを目的とする。

（対象となる物資）

第 2 条 この協定で対象とする物資は、次に掲げるものとする。

（1）別表に規定する物資

（2）甲が指定する物資

（供給の要請）

第 3 条 甲は、被災者等が生じた場合において必要があると認めるときは、乙に対して物資供給要請書（第 1 号様式）により物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

2 前条の要請による物資を確保した場合には、乙は、甲に対して物資供給報告書（第 2 号様式）により速やかに連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第 5 条 乙は、甲が指定した場所及び日時に物資を引き渡すものとする。ただし、輸送路等の被災により指定された場所及び日時の引渡しが困難である場合は、甲・乙協議の上、処理するものとする。

2 甲は、必要に応じて乙の店舗で直接被災者に物資を供給するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協

議の上、決定するものとする。

（連絡体制）

第7条 この協定の内容が円滑に行われるようにするため、甲及び乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者届（第3号様式）により連絡責任者を報告するものとし、その変更のあった場合も同様とする。

（効力）

第8条 この協定は、協定締結の日から令和3年3月31日までその効力を有するものとする。ただし、有効期間の満了日の1か月前までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がない時は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定について定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月21日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤 枝 市 長 北村 正平

乙 岐阜県多治見市高根町四丁目29番地
中部薬品株式会社
代表取締役社長 高巢 基彦

別表（第２条関係）

食料品
米、粉乳、漬物、梅干、つくだに、味噌、醤油、塩、おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、お茶、粉ミルク、液体ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン）、ご飯パック、食パン、レトルト食品、菓子類など
衣料
毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラシなど
日用品等
雨具、紙おむつ（成人用・乳児用）、おむつカバー、生理用品、石鹸、洗剤、ちり紙、トイレットペーパー、ティッシュ、ウェットティッシュ、鍋、飯ごう、やかん、バケツ、皿、茶わん、箸、スプーン、哺乳ビン、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、マッチ・ライター、ごみ袋、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、懐中電灯、ラジオ、乾電池、運動靴、スリッパ、蚊取り線香、殺虫剤、ビニールシートなど
医薬品及び医療用品
一般用医薬品、マスク、消毒液、体温計、包帯、ガーゼ、綿花、三角巾、救急絆創膏など

第 1 号様式（第 3 条関係）

物資供給要請書

年 月 日

中部薬品株式会社 様

藤枝市長

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、次のとおり物資の供給を
要請します。

品 名	規 格	数 量	運搬場所	備 考

第 2 号様式（第 4 条関係）

物資供給報告書

年 月 日

藤 枝 市 長 様

中部薬品株式会社
代表取締役社長

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、要請のありました物資の供給について、次のとおり報告します。

記

協力の内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
その他	

第 3 号様式（第 7 条関係）

連 絡 責 任 者 届

【藤枝市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
TEL（携帯）		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休日：

【中部薬品株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 2 連絡先	第 3 連絡先
役職・氏名		
TEL（携帯）		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休日：

災害時における物資の供給に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と川上産業株式会社（以下「乙」という。）は、被災者及び災害に備えて避難した者（以下「被災者等」という。）に対して迅速かつ効果的な支援を実施するため、必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が生じた場合及びその危険が高まっている場合において、乙が甲の要請に基づいて被災者等の生活支援するために必要な物資の供給を行う手続を定めることを目的とする。

（対象となる物資）

第 2 条 この協定で対象とする物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 「プチプチ」原反シート（川上産業株式会社製の緩衝材商品をいう。）
- (2) その他乙の取扱商品

（供給の要請）

第 3 条 甲は、被災者等が生じた場合において必要があると認めるときは、乙に対して物資供給要請書（第 1 号様式）により物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

- 2 前条の要請による物資を確保した場合においては、乙は、甲に対して物資供給報告書（第 2 号様式）により速やかに連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第 5 条 乙は、甲が指定した場所及び日時に物資を引き渡すものとする。ただし、輸送路等の被災により指定された場所及び日時の引渡しが困難である場合は、甲・乙協議の上、処理するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の内容が円滑に行われるようにするため、甲及び乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者届(第3号様式)により連絡責任者を報告するものとし、その変更のあった場合も同様とする。

(効力)

第8条 この協定は、協定締結の日から令和3年3月31日までその効力を有するものとする。ただし、有効期間の満了日の1か月前までに、甲・乙いずれからも解除の意思表示がない時は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定について定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月16日

静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

甲 藤枝市

藤枝市長 北村 正平

東京都千代田区五番町6番地2

乙 川上産業株式会社

代表取締役 安永 圭佑

第 1 号様式（第 3 条関係）

物資供給要請書

年 月 日

川上産業株式会社 様

藤枝市長

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、次のとおり物資の供給を
要請します。

品 名	規 格	数 量	運搬場所	備 考

第 2 号様式（第 4 条関係）

物資供給報告書

年 月 日

藤 枝 市 長 様

川上産業株式会社
代表取締役

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、要請のありました物資の供給について、次のとおり報告します。

記

協力の内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
その他	

第 3 号様式（第 7 条関係）

連 絡 責 任 者 届

【藤 枝 市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
TEL（携帯）		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【川 上 産 業 株 式 会 社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 2 連絡先	第 3 連絡先
役職・氏名		
TEL（携帯）		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

資料 5-41

災害時等における緊急協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）、pine village(株)（以下「乙」という。）、(株)望月設備（以下「丙」という。）及びはれ晴れ建設(株)（以下「丁」という。）とは、地震、風水害、その他の災害又は事故等により、甲が所管する道路、河川、公園、学校、砂防施設等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）に被害が発生し又はその恐れがある場合等（以下「災害時等」という。）における緊急協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において公共施設等の機能の確保又は早期の回復を図ることにより、円滑な救助活動、災害復旧活動及び災害の発生の防止等を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、緊急協力を必要と認めた場合は乙、丙及び丁に対し、被害状況の調査、災害応急復旧工事又は応急対策（以下「応急対策業務」という。）への協力を要請することができる。

2 甲は、前条の要請にあたっては、出動要請書（様式第3号）により出動を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

3 前項の要請は、藤枝市災害対策本部、各部局の所属長及びその任務を受けた職員が災害時等の状況により乙、丙及び丁に対して行うものとする。

（応急対策業務の実施）

第3条 乙、丙及び丁は、前条の規定による甲の要請があったときは、特別な理由のない限り甲の指示に従い、藤枝建設業協同組合と連携を要する場合は相互に連携し、速やかに応急対策業務に着手するものとする。

2 前項の応急対策業務の内容は、協議により決定する。

3 乙、丙及び丁は、応急対策業務の施行にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 乙、丙及び丁は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 乙、丙及び丁は、工事請負契約の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を災害応急復旧工事進捗・完了報告書（様式第4号）により甲に適宜報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙、丙及び丁が実施した緊急協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時直前の適正価格を基準とし、乙、丙及び丁は、応急復旧業務の終了後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

(名簿等の報告)

第5条 乙、丙及び丁は、災害時における緊急協力が円滑に実施できるよう災害協定名簿(様式第1号)、機材・編成人員報告書(様式第2号―1)及び資材報告書(様式第2号―2)を定期的に甲に報告するものとし、その内容に変更が生じたときはその都度報告するものとする。

(協定の効力)

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙、丁のいずれかにおいて、文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙丁の4者間で協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書4通を作成し、甲、乙、丙、丁、記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 4年 3月31日

(甲) 藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市 市長 北村正平

(乙) 住 所 藤枝市高柳55番地の1

商 号 pine village 株式会社

氏 名 代表取締役 村松 優

(丙) 住 所 藤枝市善左衛門二丁目20番地の1

商 号 株式会社 望月設備

氏 名 代表取締役 望月 隆司

(丁) 住 所 藤枝市末広三丁目2番地の9

商 号 はれ晴れ建設 株式会社

氏 名 代表取締役 藁科 和剛

水道災害時の協力に関する協定書

藤枝市域内における地震災害及び風水害等（以下「災害」という。）による水道災害発生時における水道施設の応急復旧等に関し、藤枝市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧、応急給水活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請の範囲）

第2条 要請の範囲は次のとおりとする。

- (1) 水道施設応急復旧作業（以下「復旧作業」という。）及び車両等の動員
- (2) 飲料水確保、応急給水作業及び車両等の動員

（要請の方法）

第3条 甲は、災害による水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めた場合は、乙に対し応援を要請できるものとする。

- 2 前項の要請にあたっては、甲は災害の状況、場所、作業内容、希望する人員、機材、その他必要と認める事項を文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話等によることができるものとする。

（派遣）

第4条 乙は、甲の応援要請を受けたときは、災害の特殊事情に鑑み、すみやかに必要な人員及び車両等を派遣し、甲が行う応急復旧作業、応急給水作業に協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が、この協定に基づく応援に要した費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、乙が要請業務終了後に甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

（報告事項）

第6条 乙は、この協定による応援要請に協力できる人員及び車両等の機材の状況把握に努め、甲の要請により甲に報告するものとする。

（労災補償）

第7条 この協定に基づく応援要請に伴う業務により乙の作業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の加入する労災保険により補償するものとする。

（協議）

第8条 この協定に疑義を生じた場合及び協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の効力）

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

〇〇 年 月 日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤 枝 市 長 〇〇 〇〇 印

乙

印

水道関係業者一覧表（協定締結業者）

（１）水道本管施工業者

令和7年3月31日現在

No.	業 者 名	住 所	電 話	F A X
1	大藤建設(株)	大洲2丁目10-1	635-7823	635-5980
2	(株)オ カ ノ	高柳1-15-21	636-4788	636-4935
3	(有)北川建材	大洲4丁目4-50	635-3046	635-1034
4	さくら設備工業(有)	大東町273-5	636-6189	636-6192
5	(株)勝栄（組合締結）	高柳3-30-49	635-8186	636-2148
6	(株)杉山工務店	駅前2丁目4-16	641-0841	644-6320
7	(株)トーカイ	高柳2150-2	636-0911	636-0979
8	(株)秦 組	与左衛門226	635-3617	635-3695
9	フルカワクリエイト(株)	駅前2丁目14-8	641-0262	644-1590
10	(有)山崎建設	青南町4-21-9	637-0517	637-0519
11	(株)エクスワタナベ （組合締結）	緑町1丁目5-10	643-7707	643-5507
12	角丸建設(株)	城南2丁目7-3	641-0116	644-5885
13	塚本建設(株)	下当間150	641-2762	641-2311
14	フジ建設(株)	音羽町2-12-13	644-5161	644-0924
15	(株)丸 川 組	緑町1丁目7-7	641-0342	644-6727
16	(株)山 田 組	堀之内1丁目1-3	641-0618	644-4715
17	八木市産業(株)	高田 4 9 1 - 4	638-1852	638-3900
18	(有)八木建業	中ノ合 3 9 4	638-2000	638-2223
19	(株)戸塚工務店	岡部町内谷6	667-0103	667-3554

資料：上水道課

(2) 藤枝市指定給水装置工事事業者

令和7年4月1日現在

No.	工 事 業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
1	(株)青島工業 (組合締結)	藤枝市志太 2 - 2 0 - 1 2	641-2785	645-0687
2	(株)エクノスワタナベ (組合締結)	藤枝市緑町 1 - 5 - 1 0	643-7707	643-5507
3	オザワ設備	藤枝市田沼 3 - 2 2 - 2 8	635-1072	635-1149
4	(株)坂田設備 (組合締結)	藤枝市天王町 3 - 5 - 2 2	641-6467	645-0778
5	賛栄設備工業(株) (組合締結)	藤枝市大洲 1 - 5 - 1 5	635-0983	635-3385
6	(株)静岡環境保全センター	藤枝市高洲 6 0 - 1 5	636-1511	636-1500
7	(株)勝栄 (組合締結)	藤枝市高柳 3 - 3 0 - 4 9	635-8186	636-2148
8	(株)城南メンテナンス	藤枝市築地 3 2 3	643-2468	643-6512
9	(有)スギモト設備 (組合締結)	藤枝市大洲 4 - 5 - 8	636-2678	635-7469
10	高橋管工業	藤枝市平島 6 4 9 - 5 7	643-4917	645-0691
11	津島設備	藤枝市北方 1 8 8 7 - 9	638-2625	638-2625
12	(株)トムラシーエルデー	藤枝市高洲 5 - 6	635-2929	635-0516
13	中村住宅設備 (組合締結)	藤枝市時ヶ谷 4 0 2 - 1 0	641-6775	641-7120
14	増田組	藤枝市大東町 8 5 0	635-7146	635-7146
15	松本設備	藤枝市瀬古 1 - 3 - 1 0	644-8379	644-8379
16	宮崎設備	藤枝市大洲 2 - 2 7 - 2 3	635-3836	635-3836
17	(株)望月設備	藤枝市善左衛門 2 - 2 0 - 1	635-5180	635-5180
18	森元設備	藤枝市滝沢 3 7 5 5	639-0740	639-0740
19	(有)ヨコヤマ (組合締結)	藤枝市上当間 5 3 1 - 2	644-0138	644-1361
20	(有)横山工業	藤枝市上当間 1 9 3	641-6627	641-6840

資料：上水道課

災害時における応急対策業務に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、市内において生じた地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により倒壊等した建築物（以下「被災建築物」という。）に起因して二次災害が発生するおそれがある場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、藤枝市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会の混乱を防止し、市民の救出活動及び救護活動並びに災害復旧活動の円滑な実施に資するため、甲が乙の協力を得て被災建築物に係る情報収集及び被害状況の調査（以下これらを「応急対策活動」という。）を行うとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による被災建築物の緊急解体工事（以下「緊急解体工事」という。）を行うことにより、市民の生命の安全及び緊急交通の確保を図ることを目的とする。

（対象となる災害等）

第2条 この協定は、市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、避難地、避難路及び緊急輸送路の確保の観点から、甲が応急対策活動及び緊急解体工事を行う必要があると認めるときを対象とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、この協定に賛同する乙の会員を応急対策活動の協力者（以下「協力者」という。）として取りまとめ、この協定の締結後速やかに災害応急対策協力者名簿（様式第1号）により甲に報告するものとする。

2 乙は、協力者ごとに、災害時における出動態勢として編成することのできる人員及び建設資機材等の数量を資機材・編成人員報告書（様式第2号）により取りまとめ、前項の名簿とともに甲に提出するものとする。

3 乙は、毎年9月1日に、災害応急対策協力者名簿及び資機材・編成人員報告書を甲に提出するものとする。

4 乙は、災害応急対策協力者名簿及び資機材・編成人員報告書の内容に変更が生じたとき、又は甲が特に求めたときは、これらを臨時に提出するものとする。

5 甲及び乙は、情報連絡網を作成し、協力者に周知するものとする。

（災害対策区域及び情報収集区域）

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要があると認める場合は、市域のうち応急対策活動及び緊急解体工事の対象となる地域を災害対策区域として指定する。

2 甲は、前項の規定により災害対策区域を指定したときは、当該災害対策区域ごとに、当該災害対策区域において応急対策活動及び緊急解体工事に当たる者（以下「災害対策区域担当者」という。）を、乙と協議の上、協力者のうちから複数指定するものとする。

3 甲は、前項の規定により災害対策区域担当者を指定したときは、乙と協議の上、当該災害対策区域担当者のうち必要であると認める者ごとに、その者に係る災害対策区域のうちから、その者が応急対策活動に当たる区域を情報収集区域として定め、その者を当該情報収集区域に係る担当者（以下「情報収集区域担当者」という。）として指定する。

（出動態勢の整備）

第5条 大雨、洪水又は暴風に係る警報が発令され、東海地震予知情報が発表され、又は震度5

強以上の地震が発生した場合は、乙は、協力者の出動態勢を整備するものとする。

（被災状況の報告）

第6条 情報収集区域担当者は、この協定の対象となる災害が発生したときは、速やかにその責任において応急対策活動を実施し、その結果を被害状況報告書（様式第3号）により甲及び乙に報告するものとする。

（緊急解体工事の実施）

第7条 甲は、緊急解体工事を実施する必要があると認めるときは、当該区域の災害対策区域担当者から緊急解体工事に当たる者（以下「施工者」という。）を指定する。ただし、甲が特に必要であると認める場合は、災害対策区域担当者以外の協力者から施工者を指定することができる。

2 甲は、前項の規定により指定した施工者に対し、出動要請書（様式第4号）により緊急解体工事の実施を要請するものとし、当該施工者は、要請を応諾するときは、応諾書（様式第4号）により通知する。この場合において、出動要請書及び応諾書は2通を作成し、これを甲及び施工者において1通ずつ保管するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、電話等の通信手段により緊急解体工事の実施を要請することができる。この場合においては、事後遅滞なく前項の例により出動要請書を作成するものとする。

4 施工者は、第2項の規定による要請があったときは、甲の指示するところにより、速やかに緊急解体工事を実施するものとする。

5 施工者は、緊急解体工事の実施に当たっては、第三者に損害を与えることのないよう、特段の注意を払わなければならない。

6 施工者は、緊急解体工事に従事する者について、労働者災害補償保険法に基づく労働災害補償に係る必要な手続をとるものとする。

7 施工者は、緊急解体工事の実施に当たっては、工事内容の判定に必要な写真等の資料を整備し、進捗状況を適宜甲及び乙に報告する等、甲及び乙が工事内容を正確に把握するため必要な措置を講じなければならない。

（定めのない事項の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 2月 1日

- 甲 藤枝市岡出山1丁目11-1
藤枝市長 北村正平
- 乙 静岡市駿河区南町4番39号
一般社団法人 静岡県解体工事業協会
理事長 妻形克和

災害応急対策協力者名簿

NO.

[illegible]

被害状況報告書

平成 年 月 日

災害時における応急対策業務に関する協定書第6条の規定に基づき、避難地・避難路に面した建築物の被害状況を次のとおり報告します。

発信者(		⇒	宛先(
1 場 所			
2 施 設 名			
3 被 害 状 況			
4 その他参考 となる事項			

出動要請書 兼 応諾書

第 号 平成 年 月 日 様 藤枝市長 印 災害時における応急対策業務に関する協定書第7条の規定に基づき、次のとおり出動を要請します。	
要請の理由	
施 設 名	
場 所	
応 急 復 旧 工事の内容	
適 用 (見取図等)	
上記の出動要請を応諾します。 平成 年 月 日 住 所 氏 名 印	

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、甲の行政区域内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して、甲の行政区域内の家屋を調査すること。

（2）甲が発行したり災証明について住民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（知識の普及）

第4条 甲は、乙の会員に対し、研修会を開催するなど認定調査に必要な知識普及に努めるものとする。

2 乙は、甲の開催する研修会などに乙の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（守秘義務）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を7通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年2月19日

(甲) 島田市中央町1番の1
島田市長 桜井 勝郎

焼津市本町2丁目16番32号
焼津市長 清水 泰

藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市長 北村 正平

牧之原市静波447番地1
牧之原市長 西原 茂樹

吉田町住吉87番地
吉田町長 田村 典彦

川根本町上長尾627番地
川根本町長 杉山 嘉英

(乙) 静岡市駿河区曲金6丁目16番10号
静岡県土地家屋調査士会
会長 木村 保成

災害時における地質調査等業務委託に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と静岡県地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、公園、農林、急傾斜地崩壊防止、上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び藤枝市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な市民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事に必要な地質調査等を迅速に実施することにより、公共施設の機能確保または回復、並びに周辺への二次災害防止を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく藤枝市災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が必要と認める場合の災害とする。

（災害応急業務協力者）

第3条 乙の協会において、本協定に賛同できる協会員を災害応急業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は協力者をとりまとめた名簿を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の規定による協力者名簿については、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告するものとする。

（協力者の確認等の要請）

第4条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、乙に対して地質調査等業務に当たることができる協力者の確認及び報告を要請できるものとする。

（業務実施要請）

第5条 甲が緊急に地質調査等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合は、地質調査等業務実施要請書（以下「要請書」という。）により必要な地質調査等業務の実施を要請することができる。

要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとし、この場合は、その後遅滞なく要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第6条 受託者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な地質調査等業務に着手するものとする。

2 前項の地質調査等業務の範囲は、公共施設の機能確保等に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意をして作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけではなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者

に損害を与えないよう特段の注意を払い、安全確保に努めなければならない。

4 受託者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを行うものとする。

5 受託者は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成状況を書面にて甲に報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第7条 甲は、受託者からの前条第5項の資料に基づき速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施規定)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年3月22日

藤枝市岡出山一丁目11番1号

(甲) 藤枝市長 北村正平 印

静岡市葵区唐瀬一丁目17番34号

(乙) 静岡県地質調査業協会

会長 松浦好樹 印

「災害時における地質調査等業務委託に関する協定書」実施細目

藤枝市（以下「甲」という。）と静岡県地質調査業協会（以下「乙」という。）との間で平成23年3月22日に締結した「災害時における地質調査等業務委託に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、書類の様式や実施に関する細目を次のように定める。

（業務内容）

第1条 協定書における「地質調査等業務」には、ボーリングや標準貫入試験などの地質・土質調査、伸縮計や傾斜計などの設置・観測などによる地すべり調査及び地下水排除のための横ボーリングなどの業務のほか、解析業務も含むものとする。

（業務実施要請）

第2条 甲は、協定書第5条第2項により、電話にて地質調査等業務の実施を要請する場合は、地質調査等業務実施要請書（以下要請書）に準じた内容を連絡するとともに相手方の氏名も相互で書き留めるものとする。また、ファクシミリ等を使用する場合は、要請書を送信するものとする。

（業務の実施）

第3条 協定書第6条により協力者が地質調査等業務を実施する場合は、通常の業務委託契約と同様、各業務委託共通仕様書によるものとする。ただし、甲に提出する書類及び時期は、甲の指示によるものとする。

（様式）

第4条 協定書に示された様式は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------|
| ① 災害応急業務協力者名簿 | （様式第1号） |
| ② 地質調査等業務実施要請書 | （様式第2号） |
| ③ 災害応急業務進捗・完成報告書 | （様式第3号） |

（疑義の解決）

第5条 この実施細目に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

平成23年3月22日

藤枝市岡出山一丁目11番1号

（甲） 藤枝市長 北 村 正 平 印

静岡市葵区唐瀬一丁目17番34号

（乙） 静岡県地質調査業協会
会 長 松 浦 好 樹 印

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、藤枝市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 藤枝市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 藤枝市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び市長が各1通を保有する。

平成23年3月3日

名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号

国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

静岡県藤枝市岡出山1-11-1

藤枝市長 北村 正平

災害時における緊急協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝市緑化事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における緊急協力に関し、甲が乙に要請する場合の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び要請方法）

第2条 甲は、災害時において、緊急協力を必要と認めた場合は、次の各項に掲げるものについて、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 災害予防活動
- (2) 人命救助活動
- (3) 緊急災害復旧活動
- (4) その他必要な活動

2 前項の要請にあたっては、甲は場所、状況、作業内容、その他必要と認める事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話等によることができる。

3 前項の要請は、藤枝市災害対策本部、各部局の所属長及びその任務を受けた職員が災害時の状況により、乙の理事長又は、組合員に対して行うものとする。

（要請に基づく措置）

第3条 乙は、甲から緊急協力の要請を受けたときは、協力が実施できるよう必要な措置を優先的に講ずるとともに、その措置結果を甲に速やかに連絡するものとする。

（協力活動）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに人的及び建設機械・車両等を活用し、協力活動をするものとする。

2 活動現場では、他の防災関係機関と連絡を密にとり、協力連携し活動するものとする。

（経費の負担及び請求）

第5条 乙が実施した緊急協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、毎年度の単価契約又は、災害直前の適正価格を基準とし、乙又は、乙の組合員は、要請業務の終了後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

（組合員名簿等の報告）

第6条 乙は、災害時における緊急協力が円滑に実施できるよう、組合員の名簿並びに建設機械及び車両の保有数等の情報を定期的に甲に報告するものとし、重要な変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効果は継続する。

この協定の成立を立証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年10月29日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市長 松 野 輝 洋

乙 藤枝市駿河台五丁目1番1号
藤枝市緑化事業協同組合
理事長 青 島 實

災害時における電気の保安に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会静岡支店（以下「乙」という。）は、藤枝市において発生した地震、風水害その他による災害時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち、電気の保安について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は、電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲の委託契約を着実に履行する他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。

なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者から要請があった場合は、法的義務を負う者の指揮下で支障のない範囲で協力するものとする。

2 乙は、電気事業法に基づく電気主任技術者の外部委託者として甲と委託契約している供給設備についての災害応急復旧上、電気工事業者の範疇となる電気設備の本格復旧工事に関して、手配された電気工事会社への状況説明及び工事中の指導・助言を行い、復旧後は竣工試験、送電立会い等の支援を行う。

3 乙は、避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスを行う。

4 乙は、大規模災害が発生し、乙が出向する避難場所等で電気設備（可搬型発電機等）が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。

（他団体との協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づき業務を行う際、必要に応じて電気工事関係の事業者と連携を図り、速やかに業務を遂行するものとする。

（防災訓練等）

第4条 乙は、甲が主催する総合防災訓練等に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

（要請手続き）

第5条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所、業務内容を文書で指定し、要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害時の状況により文書による要請ができない場合は、口頭による要請ができるものとする。

(費用負担)

第6条 乙は、甲と電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として保安管理業務を受託している設備について、第2条第1項に基づく災害応急対策業務を実施した場合の費用は、無償とする。ただし、無償の範囲は、人件費及び別に定める材料についてとする。

2 乙は、第2条第2項、第3項及び第4項に基づく災害応急対策業務を実施した場合に要した費用は、無償とする。

(損害賠償)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、これを補償するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。

(防災体制の連絡)

第9条 乙は、乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降変更があった場合は、速やかに再提出するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書による異議の申出のない場合は、この期間は更に1年間延長されるものとし、以後の期間についても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議し、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成25年 7月 9日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市長

乙 静岡市葵区春日三丁目4番18号
一般財団法人 中部電気保安協会
静岡支店長

資料5-49

災害時における測量設計等業務委託に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と社団法人静岡県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、公園、農林、急傾斜地崩壊防止、上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生し、又はその恐れがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び藤枝市地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合、又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し、円滑な市民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事に必要な測量設計業務を迅速に実施することにより、公共施設の機能確保または回復を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく藤枝市災害対策本部が設置された場合、又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が必要と認める場合の災害とする。

（災害応急業務協力者）

第3条 乙の協会において、本協定に賛同できる協会員を災害応急業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 前項の規定による協力者名簿の提出時期は、毎年6月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

（待機要請）

第4条 甲は、災害が発生した場合、又はその恐れがある場合には、協力者に対して必要な技術者の待機を要請できるものとする。

2 甲が前項により市役所等における待機を要請する場合は、待機場所を確保しておくものとする。

（業務実施要請）

第5条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施を要請することができる。業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第6条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計など業務に着手するものとする。

2 前項の測量設計等業務の範囲は、災害を受けた公共施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけではなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

4 受託者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを行うものとする。

5 受託者は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況並びに完成報告書を甲に提出するものとする。

(業務委託契約の締結)

第7条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施規定)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年11月30日

藤枝市岡出山一丁目11番1号

(甲) 藤枝市長 北村正平 印

静岡市葵区常磐町2丁目13番4号

(乙) 社団法人 静岡県測量設計業協会
会長 根本健 印

「災害時における測量設計等業務委託に関する協定書」実施細目

藤枝市（以下「甲」という。）と社団法人静岡県測量設計業協会（以下「乙」という。）との間で平成21年11月30日に締結した「災害時における測量設計等業務委託に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、書類の様式や実施に関する細目を次のように定める。

（待機要請）

第1条 協定書第4条に定める待機は、次の3とおりとする。なお、甲が災害応急業務協力者（以下「協力者」という。）に対し待機を要請するにあたっては、その必要性等について十分検討した上で行うものとする。

① 自宅待機

技術者がその自宅で待機すること。

② 会社待機

技術者がその所属する会社にて待機すること。

③ 甲の事務所又は支所における待機

技術者が甲の事務所又はその支所で待機すること。

これら以外の待機を要請する場合は、甲と協力者で別途協議するものとする。

（業務実施要請）

第2条 協定書第5条第2項により、電話にて業務実施を要請する場合は、業務実施要請書に準じた内容を連絡するとともに相手方の氏名も相互で書き留めるものとする。また、ファクシミリ等を使用する場合は、業務実施要請書を送信するものとする。

（業務の実施）

第3条 協定書第6条により協力者が測量設計等業務を実施する場合は、通常の業務委託契約と同様、各業務委託共通仕様書によるものとする。ただし、甲に提出する書類及び時期は、甲の指示によるものとする。

（様式）

第4条 協定書に示された様式は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|---------|
| ① 災害応急業務協力者名簿 [協定書第3条第1項関係] | (様式第1号) |
| ② 業務実施要請書 [協定書第5条第1項関係] | (様式第2号) |
| ③ 災害応急業務進捗・完成報告書 [協定書第6条第5項関係] | (様式第3号) |

（疑義の解決）

第5条 この実施細目に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成21年11月30日

藤枝市岡出山一丁目11番1号
(甲) 藤枝市長 北 村 正 平 印

静岡市葵区常盤町2丁目13番4号
(乙) 社団法人 静岡県測量設計業協会
会 長 根 本 健 印

協 会 名	
電 話 番 号	
報 告 者	
令和 年 月 日 現在	

[illegible]

様式第2号

業 務 実 施 要 請 書 第 号

要請年月日時 平成 年 月 日 時 分

(要請者)

〇〇市長 印

「災害時における測量設計等業務委託に関する協定書」第5条に基づき
次のとおり測量設計等業務の実施を要請する。

(災害応急業務協力者)

会 社 名

住 所

電 話 番 号

要 請 の 理 由			
施 設 名			
場 所	〇〇市	町・丁目	地内・地先
必要な測量設計 等 業 務 の 内 容			
摘 要 (見 取 図 等)			
担当課／担当者名	／		

業 務 実 施 応 諾 書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時 分

上記業務の実施について応諾する。

(災害応急業務協力者)

会 社 名 印

住 所

電 話 番 号

様式第3号

災害応急業務 進捗・完成 報告書

提出年月日時 令和 年 月 日 時 分

(提出者：災害応急業務受託者)

会 社 名 _____
住 所 _____
電 話 番 号 _____

業務実施要請書 第 _____ 号 に基づく、災害応急業務の 進捗 ・ 完了報告書を提出する。
(提出先)

区役所・ 事務所名 _____
課 名 _____ 担当者名 _____

施 設 名								
場 所								
着 手 日 時	月 日 時 分							
業務実施要請書 に記載された測量 設計等業務の内容								
実施内容								
完了（予定）日時	月 日 時 分							
概略工程表 バーチャート (実績および 今後の予定) ※必要に応じて 記載する	工種 月日							
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	全体の進捗率%							
摘 要								

災害時における測量設計等業務委託に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と(有)福永測量設計事務所（以下「乙」という。）とは、地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する公園、農林、急傾斜地崩壊防止の施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生し、又はその恐れがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び藤枝市地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合、又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し、円滑な市民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事に必要な測量設計業務を迅速に実施することにより、公共施設の機能確保または回復を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく藤枝市災害対策本部が設置された場合、又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が必要と認める場合の災害とする。

（待機要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合、又はその恐れがある場合には、乙に対して必要な技術者の待機を要請できるものとする。

2 甲が前項により市役所等における待機を要請する場合は、待機場所を確保しておくものとする。

（業務実施要請）

第4条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とした場合は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施を要請することができる。業務実施要請書は2通作成し、甲と乙が各自その1通を保管するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計など業務に着手するものとする。

2 前項の測量設計等業務の範囲は、災害を受けた公共施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 乙が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければな

らない。また、当該作業の関係者だけではなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

4 乙は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを行うものとする。

5 乙は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況並びに完成報告書を甲に提出するものとする。

(業務委託契約の締結)

第6条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施規定)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年11月30日

藤枝市岡出山一丁目11番1号

(甲) 藤枝市長 北村正平 印

藤枝市茶町3丁目3番12号

(乙) (有) 福永測量設計事務所
代表取締役 福永哲也 印

「災害時における測量設計等業務委託に関する協定書」実施細目

藤枝市（以下「甲」という。）と（有）福永測量設計事務所（以下「乙」という。）との間で、平成21年11月30日に締結した「災害時における測量設計等業務委託に関する協定書」（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、書類の様式や実施に関する細目を次のように定める。

（待機要請）

第1条 協定書第3条に定める待機は、次の3とおりとする。なお、甲が災害応急業務者に対し待機を要請するにあたっては、その必要性等について十分検討した上で行うものとする。

① 自宅待機

技術者がその自宅で待機すること。

② 会社待機

技術者がその所属する会社にて待機すること。

③ 甲の事務所における待機

技術者が甲の事務所で待機すること。

これら以外の待機を要請する場合は、甲と乙で別途協議するものとする。

（業務実施要請）

第2条 協定書第4条第2項により、電話にて業務実施を要請する場合は、業務実施要請書に準じた内容を連絡するとともに相手方の氏名も相互で書き留めるものとする。また、ファクシミリ等を使用する場合は、業務実施要請書を送信するものとする。

（業務の実施）

第3条 協定書第5条により乙が測量設計等業務を実施する場合は、通常の業務委託契約と同様、各業務委託共通仕様書によるものとする。ただし、甲に提出する書類及び時期は、甲の指示によるものとする。

（様式）

第4条 協定書に示された様式は次のとおりとする。

① 業務実施要請書〔協定書第4条第1項関係〕

（様式第1号）

② 災害応急業務進捗・完成報告書〔協定書第5条第5項関係〕

（様式第2号）

（疑義の解決）

第5条 この実施細目に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

藤枝市岡出山一丁目 1 1 番 1 号

(甲) 藤枝市長 北 村 正 平 印

藤枝市茶町 3 丁目 3 番 1 2 号

(乙) (有) 福永測量設計事務所

代表取締役 福 永 哲 也 印